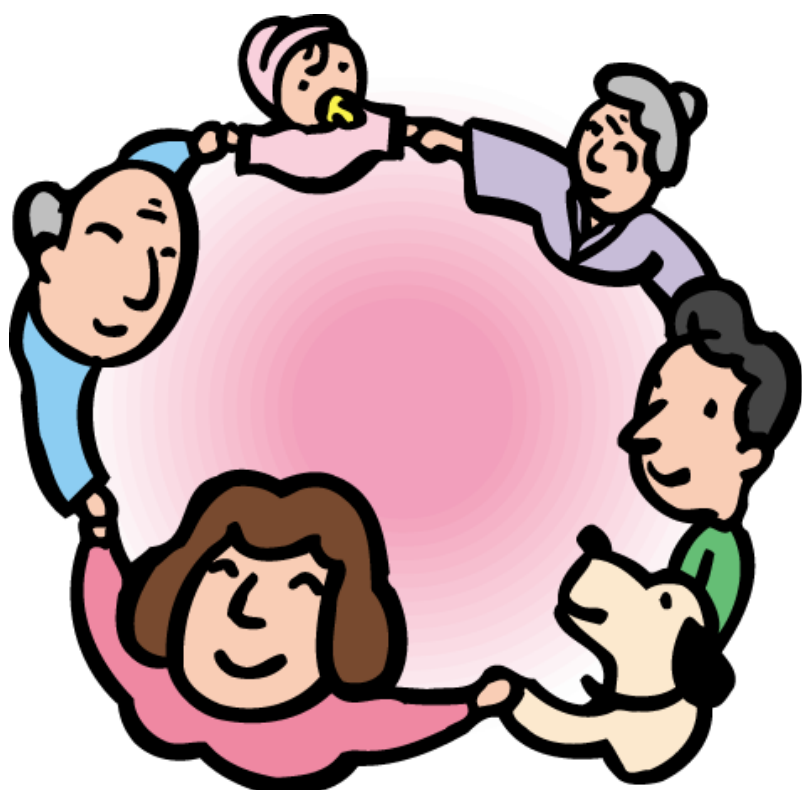


## 枚方市地域福祉計画(第3期)

みんながいつまでも安心して地域で暮らせるように

支え合える地域を創る



枚 方 市

平成27年3月



## はじめに

わが国では、近年、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者のみの世帯や不安定就労者の増加に加え、家族や地域のつながりが希薄になるなど、地域福祉を取りまく環境は大きく変化しております。また、それに伴い日々の生活における個人や地域の課題は多様化、複雑化してまいりました。そのため、行政はもとより、地域住民や事業者など地域福祉の担い手に求められる役割は、より一層大きなものとなっております。



こうした状況の中、誰もがいつまでも安心して住みなれた地域で暮らせるよう、地域福祉を推進していくためには、「住民」「事業者」「行政」がそれぞれの役割と責任を果たし、支え合うことが必要となります。

本市におきましては、平成 16 年度に「枚方市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりましたが、このたび、第 2 期計画の計画期間が終了することから、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年を計画期間として、第 3 期計画を策定いたしました。本計画では「みんながいつまでも安心して地域で暮らせるように、支え合える地域を創る」という基本理念のもと、これまでの課題の解決や地域福祉のさらなる推進に向けて、「地域づくり」「担い手づくり」「ネットワークづくり」「意識づくり」という 4 つの基本方向を大きな計画の柱として設定しております。今後は、これらの基本方向を軸に、すべての人が安心して幸せに暮らし、住みたい・住み続けたいと思えるまちを目指して、積極的に取り組んでまいりますので、市民並びに関係者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました枚方市社会福祉審議会の委員の皆様をはじめ、市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

枚方市長 竹内 脩



# 目 次

第1章 地域福祉計画の趣旨と背景	1
1 地域福祉とは	1
2 地域福祉計画とは	1
3 計画策定の背景	1
第2章 地域福祉計画の位置づけ	3
1 社会福祉法と地域福祉計画	3
2 既存計画や地域福祉活動計画との関係	4
3 計画の策定方法	5
第3章 計画期間	6
第4章 現状と課題	7
1 地域福祉を取り巻く社会情勢の変化	7
2 枚方市を取り巻く状況の変化	9
3 第2期計画の評価	28
4 第3期計画に向けて取り組むべき課題	36
第5章 計画の基本理念と視点	37
1 計画の理念	37
2 計画の視点	38
第6章 基本方向と重点取り組み事項	39
1 誰もが暮らしやすい地域づくり	40
2 地域福祉活動の担い手づくり	45
3 地域福祉のネットワークづくり	47
4 支え合い尊重し合える意識づくり	52
第7章 計画の進行管理	54
1 計画の周知	54
2 地域福祉課題の把握	54
3 計画の取り組みの評価	54

資料編	55
1 パブリックコメント	55
2 枚方市社会福祉審議会からの答申	57
3 枚方市社会福祉審議会条例	58
4 枚方市社会福祉審議会条例施行規則	60
5 枚方市社会福祉審議会（本審）及び枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	62

## 第 1 章 地域福祉計画の趣旨と背景

### 1. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で暮らし、学び、働くすべての住民が主体となって、「思いやり」「支えあい」「助けあい」を大切にし、すべての人々が安心して幸せに暮らせる差別や排除のない地域社会をつくり、それを持続させていくことです。

そのためには、地域福祉推進の真の主体が住民であることを自覚したうえで、地域における様々な生活課題について、住民一人ひとりの取り組みと住民同士の相互扶助及び公的制度の連携によって解決するための取り組みが必要です。加えて、この取り組みには「住民（地域自治組織、ボランティア、NPO 等を含む）」「事業者（産業）」「行政」の三者にそれぞれ固有の役割と責任があることを理解しておくことが重要です。

### 2. 地域福祉計画とは

行政が主体的に関わる地域福祉は、住民が地域社会で自立した生活が営めるように、地域組織や社会福祉事業者をはじめとする各種団体と連携して、保健・医療・福祉・教育等のサービスや住環境などの基盤整備を推進することが中心となります。

地域福祉計画は、市民生活に最も近い地方公共団体が行政固有の責任に基づいて、地域における保健・医療・福祉・教育等のサービスや住環境などについて、サービスの利用者である住民の立場にたち、総合的、計画的、横断的に推進するために策定するものです。

### 3. 計画策定の背景

わが国の総人口は、平成 17 年から減少に転じるとともに、いまや 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になっており、少子高齢化が進行しています。枚方市においても、平成 22 年以降、総人口は減少傾向にある一方で、高齢化率については平成 22 年には 20.2%だったものが、平成 26 年には 24.2%と増加傾向にあります。

この少子高齢化の進行とともに、全国的な核家族化の進行、情報化の進展などの社会やライフスタイルの変容から地域社会の連帯感が希薄になってきており、住民相互で支え合う意識、機能が弱まっています。

また、東日本大震災をはじめとする自然災害に加えて、社会的には家庭内暴力や児童虐待、サイバー犯罪、危険ドラッグ・麻薬・覚せい剤の氾濫など、近年、家庭や地域社会のあり方が大きく変容しています。

このような背景の中で、福祉施策として、多角的な視点や専門分野から様々な支援の必要なケース（複合的な課題）や制度の狭間における対応などが必要となってきました。住民が安全で安心な生活を送ることができるように、「住民」「事業者」「行政」の三者が連携をしながら、一つ一つ個別の課題から複合的な課題まで対応できるような柔軟性のある地域福祉の推進が不可欠となっています。

#### 用語

##### ※NPO

Non Profit Organization の略で非営利組織の意。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）において、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼びます。

##### ※サイバー犯罪

主にコンピュータネットワーク上で行われる犯罪の総称。ネット犯罪とも言われます。

##### ※危険ドラッグ

法的な定義はありませんが、一般的に覚せい剤や大麻等の規制薬物とよく似た化学物質を混入させた植物片等で、体内摂取により規制薬物と同様の有害性が疑われるものを指します。乾燥植物片状、粉末状、液体状、固体状（錠剤）といった様々な形態があり、合法ハーブ、アロマ、リキッド、お香等と称して販売されており、合法と称していても、錯乱等危険な症状を生み出すこともありますので、絶対に使用してはいけません。



## 第2章 地域福祉計画の位置づけ

### 1. 社会福祉法と地域福祉計画

地域福祉の推進については、「社会福祉法」を法的根拠としています。社会福祉法第4条では、福祉サービスを必要とする地域住民が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉に携わる人々が相互に協力し、「地域福祉を推進」していくことが求められています。

また、社会福祉法第6条では、地方公共団体は社会福祉事業者と協力して、福祉サービスを提供する体制の確保や、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策など、地域福祉の推進に向けて、必要な措置を講じることとされています。

この地域福祉を推進する一環として、社会福祉法第107条では市町村に市町村地域福祉計画を定めることを求めています。

#### 社会福祉法

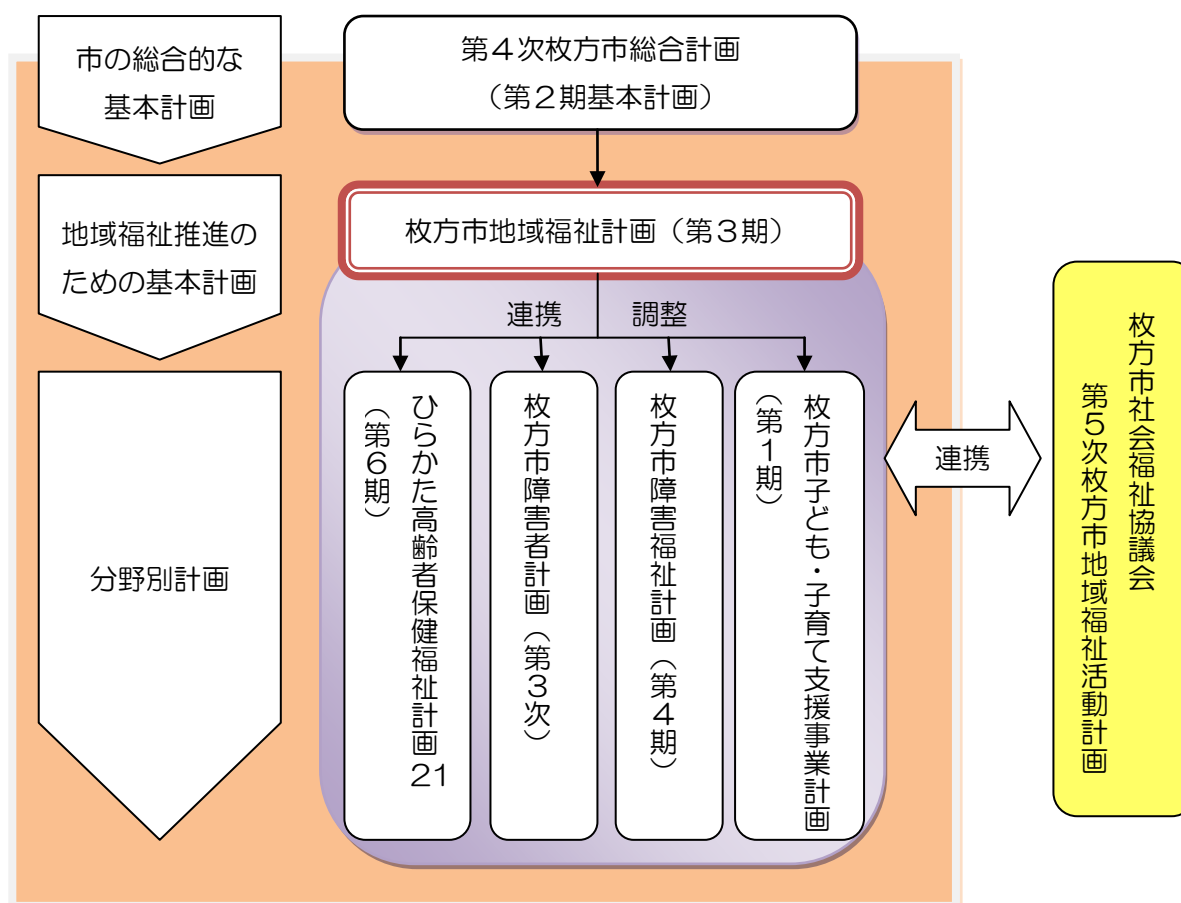
**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

**第6条** 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

## 2. 既存計画や地域福祉活動計画との関係

本計画は、枚方市のまちづくりの総合的な計画である「第4次枚方市総合計画第2期基本計画」を上位計画とし、地域福祉に関わる対象者別計画である「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第6期）」「枚方市障害者計画（第3次）」「枚方市障害福祉計画（第4期）」「枚方市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」の福祉の計画と連携し、整合性を図っています。また、人権、保健、生涯学習、バリアフリーなど各分野別計画とも連携することで、地域における個別施策の展開を充実させる役割を担っています。

さらに、枚方市社会福祉協議会が策定した地域住民の自主的、主体的な地域福祉の推進を目指すための行動計画である「地域福祉活動計画」とはいわば車の両輪のような関係にあります。そのため、基本理念を共有し、相互の連携を図るなど同じ方向に向かって地域福祉を推進していきます。



### 3. 計画の策定方法

第3期地域福祉計画の策定にあたっては、外部委員で構成される枚方市社会福祉審議会及び枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において審議しました。また、パブリックコメントの活用により住民の意見を反映させるとともに、庁内においても関係部課が策定する分野別計画等や枚方市社会福祉協議会が策定する枚方市地域福祉活動計画と調整を図りました。

#### (1) 枚方市社会福祉審議会、枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

本市は平成26年度から中核市に移行したことにより、本市の社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第7条に規定される「枚方市社会福祉審議会」を設置しています。そして、その審議会において地域福祉に関する事項を調査審議するため、8人の外部委員で構成される「地域福祉専門分科会」を計画の策定や進行管理を行う機関として設置し、策定方針の検討や策定作業を進めました。

#### (2) パブリックコメント

計画について、平成26年12月17日から平成27年1月13日まで市のホームページに掲載するとともに、本庁舎だけでなく各支所や生涯学習市民センター等にも意見箱を設置し、パブリックコメントを募集しました。その結果、12件のご意見をいただき、地域福祉専門分科会で審議いただきました。

#### (3) 庁内組織での検討

これまでの第2期計画の実施状況等を検証するために、関係各課にヒアリングを実施するなど、現況、成果、課題及び今後の方向性について確認を行いました。

また、総合計画や各分野別計画との整合性をはかり、計画を実行性のあるものとするために、関係部署を集めた庁内の会議を開催し、連携を図りました。

### 第3章 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画は今後の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

計画	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
枚方市総合計画		H13-H27 第4次		策定予定 第5次					
枚方市地域福祉計画		H22-H26 第2期		H27-H31 第3期					
ひらかた高齢者保健福祉計画21		H24-H26 第5期		H27-H29 第6期					
枚方市障害者計画				H24-H33 第3次					
枚方市障害福祉計画		H24-H26 第3期		H27-H29 第4期					
枚方市子ども・子育て支援事業計画		H22-H26 新子ども育成計画（後継計画）		H27-H31 第1期					
（参考：枚方市社会福祉協議会） 枚方市地域福祉活動計画		H22-H26 第4次		H27-H31 第5次					

## 第4章 現状と課題

### 1. 地域福祉を取り巻く社会情勢の変化

#### (1) 支援を必要としている人の増加

核家族や高齢者のみの世帯の増加等にみられる世帯の小規模化や個人の価値観の多様化により、ライフスタイルは大きく変化し、地縁や血縁で要配慮者を支える力は弱まってきています。

例えば、寝たきり・認知症・虚弱高齢者については、日本全国で平成12年では280万人、平成22年では390万人であり、そして平成37年には520万人になると予想されるなど、要配慮者の増加がみられる状況の中で、児童、高齢者、障害者が虐待を受けるケースの増加、地震や津波などの大規模災害の発生による避難や2次災害のリスクなど高齢者や障害者の暮らし、子育て、介護等において様々な課題が生じています。これらを解決するためには、地域住民が支え合い助け合うこと、そして、地域コミュニティの再構築が大切です。

また、災害時の要配慮者対策については、国が平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示し、市町村にその取り組みを周知していましたが、平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、実効性のある避難支援を行うため、平成25年6月に災害対策基本法の改正を実施するとともに「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」を策定しました。このことにより、避難行動要支援者に対するより一層の支援の強化が求められます。

#### 用語

##### ※要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する人。

## (2) 制度の狭間に陥る人の増加

要配慮者の増加とともに、それぞれの人々が抱えている問題は複雑化、多様化しています。貧困や障害、疾病、非行、犯罪、失業、家族の問題と複数の課題が絡み合い、制度の枠組みの狭間に陥るケースが増加し、制度によるサービスだけでは対応できず、十分な支援が行き届かない人々や解決することが困難な社会的な課題が増加しています。そのため、制度だけではなく、複合的な課題に対応できるような場の検討や地域の複数の機関が連携して支援にあたる事ができるよう「住民」「事業者」「行政」の連携や地域福祉の担い手の育成が大切です。

## (3) 生活困窮者の増加

近年、社会経済環境の変化に伴い終身雇用慣行も徐々に変わってきており、特に若年層を中心に失業者や非正規雇用労働者、就職困難者が増加し、世帯あたりの平均所得は長期的に低迷しています。その結果、全国的に生活保護受給者は増加し、生活保護受給者の生活保護からの脱却に向けた取組みが必要となっています。これを受けて、平成 25 年に生活困窮者自立支援法が成立し、生活保護受給に至る前の支援の強化や生活困窮家庭の子どもが引き続き生活困窮に陥らないような支援を行うことが求められています。

## (4) 地域移行、地方分権の推進

障害者や高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、平成 25 年に旧障害者自立支援法が障害者総合支援法に、平成 26 年には介護保険法が改正され、さまざまな制度改正や新サービスを行うこととしました。

また、地域住民が自らの判断と責任において地域課題の解決に取り組むことができるよう、平成 11 年に地域の自主性及び自立性を高める、地方分権一括法が制定され、社会福祉法、民生委員法などの関係法令が改正されました。この地方分権の推進により、福祉においても従前都道府県所管であった権限や事務の多くが市町村に移譲され、枚方市においては平成 26 年度に中核市に移行し、民生委員の定数の決定権限や母子父子寡婦福祉資金の貸付業務、保健所を設置し処理する業務など、多くの権限や事務が移譲されました。

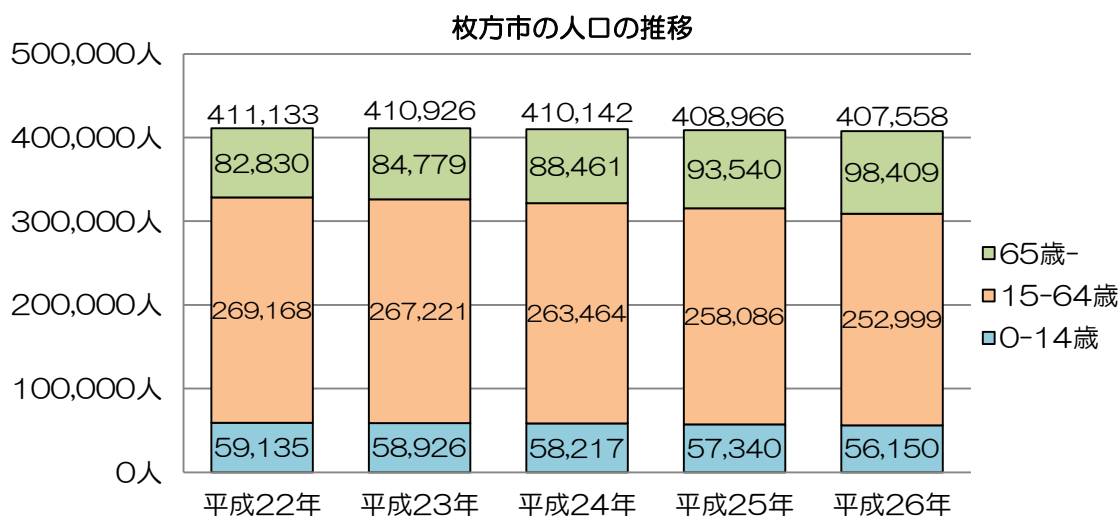
これらのことより、市は地域住民による地域活動について、よりニーズに合った支援を行っていく必要があります。

## 2. 枚方市を取り巻く状況の変化

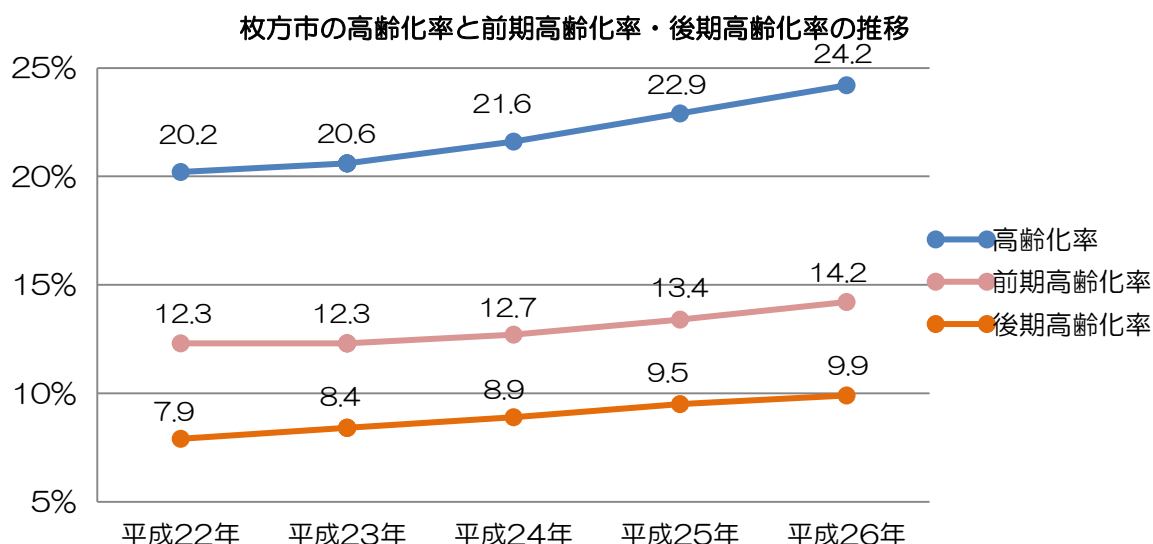
### (1) 少子高齢化の進展

#### ①人口の推移

本市の人口は、40万人を超え、平成22年をピークに若干の減少傾向にあります。年齢別人口では、65歳以上の高齢者が増加し、15歳から64歳までの支える世代である生産年齢人口が特に減少しています。高齢化率も上昇しており、高齢化が進んでいます。



資料：平成24年までは住民基本台帳及び外国人登録原票  
平成25年からは住民基本台帳（各年4月1日現在）



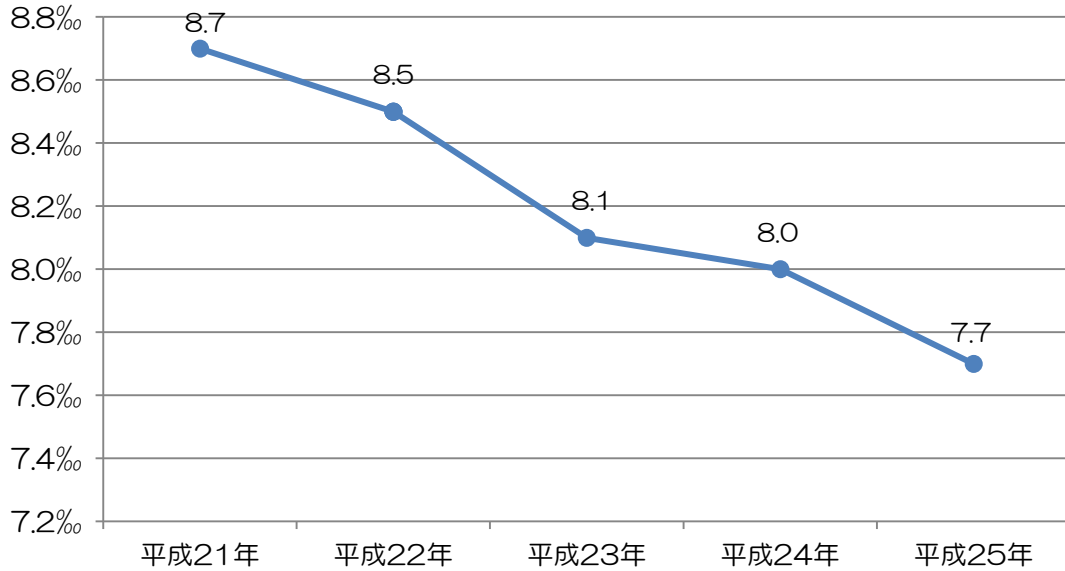
資料：枚方市統計書（各年4月1日現在）

高齢化率：人口に占める65歳以上高齢者人口の比率。高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」  
 前期高齢化率：人口に占める65歳以上75歳未満の高齢者の比率  
 後期高齢化率：人口に占める75歳以上の高齢者の比率

## ②出生率

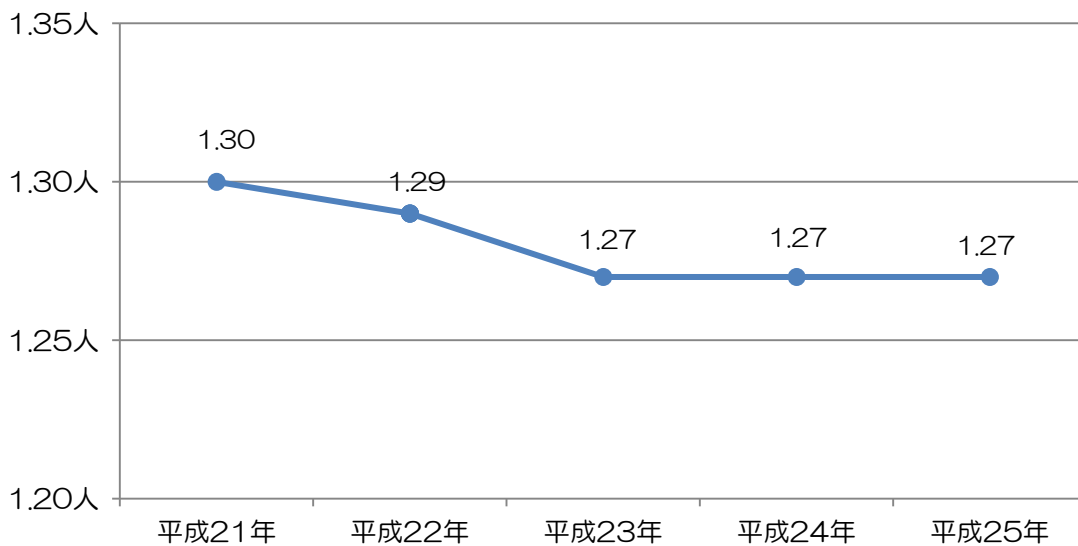
本市の出生率は年々、減少を続けており、少子化が進んでいます。

### 枚方市の出生率の推移



資料：人口動態統計

### 枚方市の合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計、枚方市性別年齢別人口表（各年10月1日現在）

出生率：人口1,000人あたりの出生数の割合

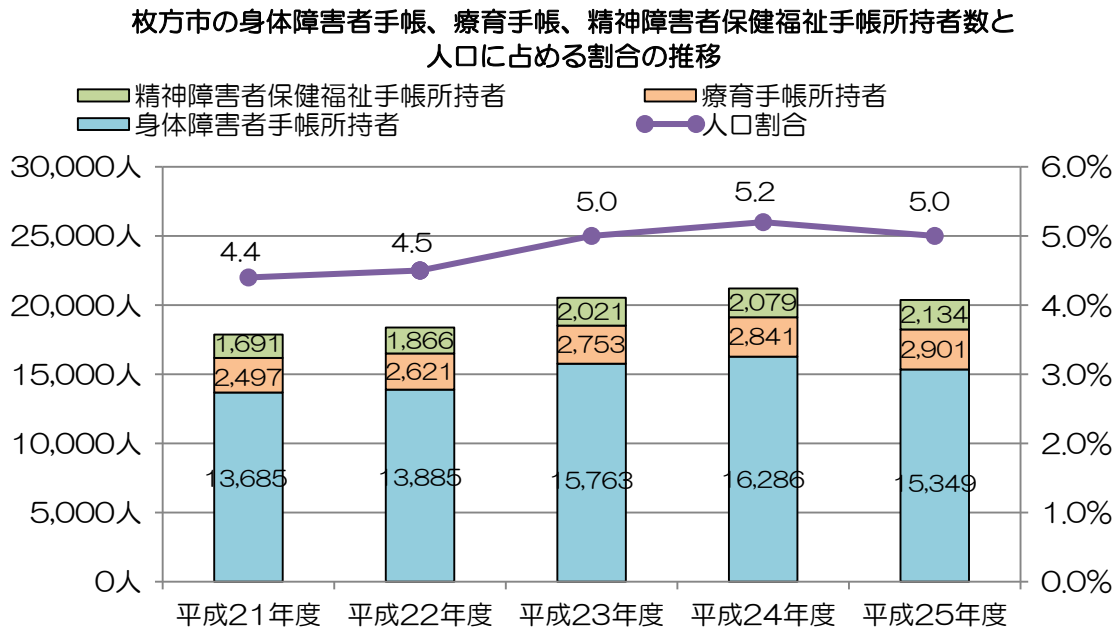
合計特殊出生率：15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当



## (2) 支援が必要な人の推移

### ①障害者の状況

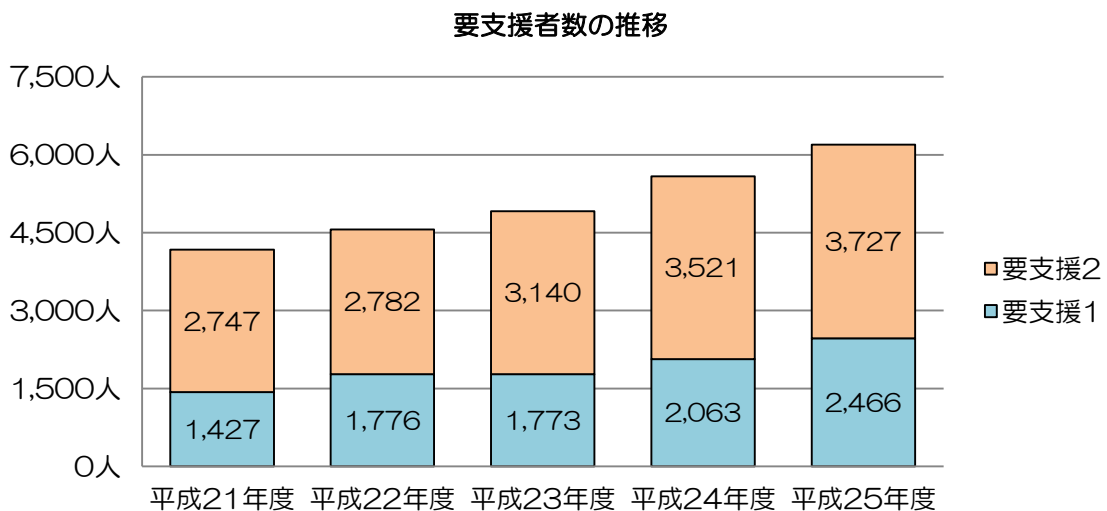
本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、人口の約5%で推移しており、市民の20人に1人が障害者手帳を所持しています。



資料：枚方市事務概要（各年度3月末日現在）

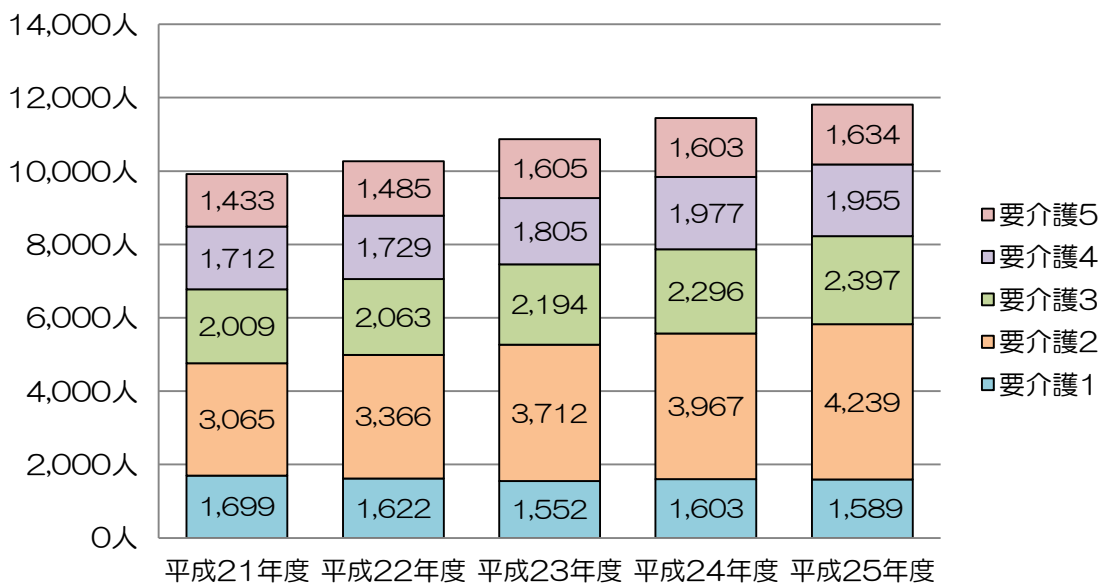
### ②高齢者の要支援者及び要介護者の数

本市の高齢者の要支援者及び要介護者は増加傾向にあり、高齢者施策の充実や住民相互の助け合いが重要になっています。



資料：高齢社会室（各年度3月末日現在）

要介護者数の推移

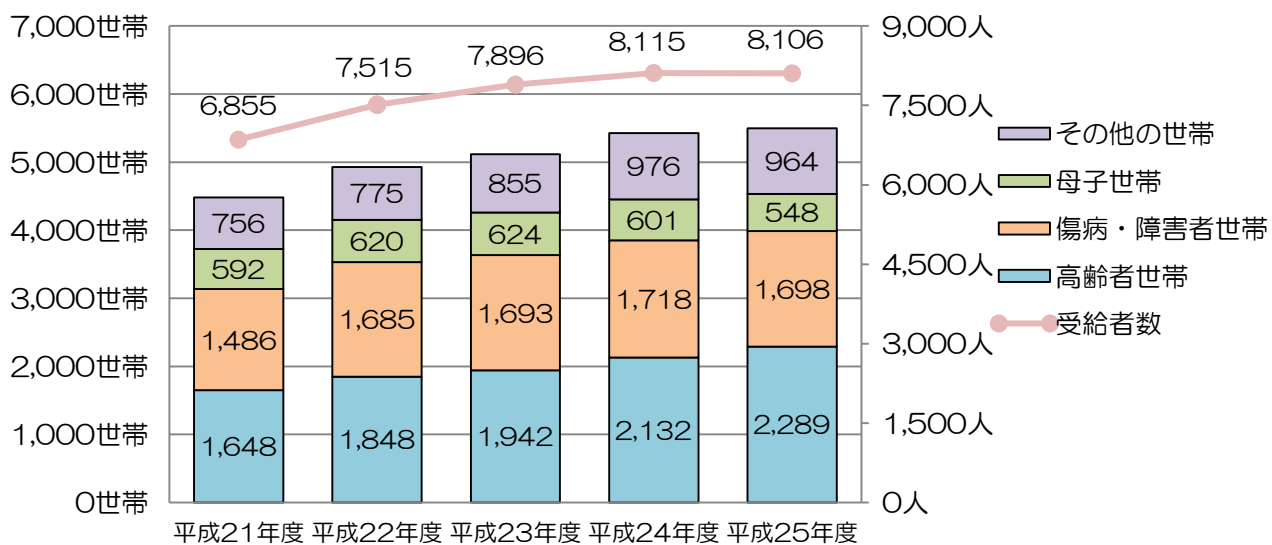


資料：高齢社会室（各年度3月末日現在）

③生活保護受給者数

生活保護を受けている人は、平成24年度までは増加傾向にあり、平成25年度はほぼ横ばいに推移しています。

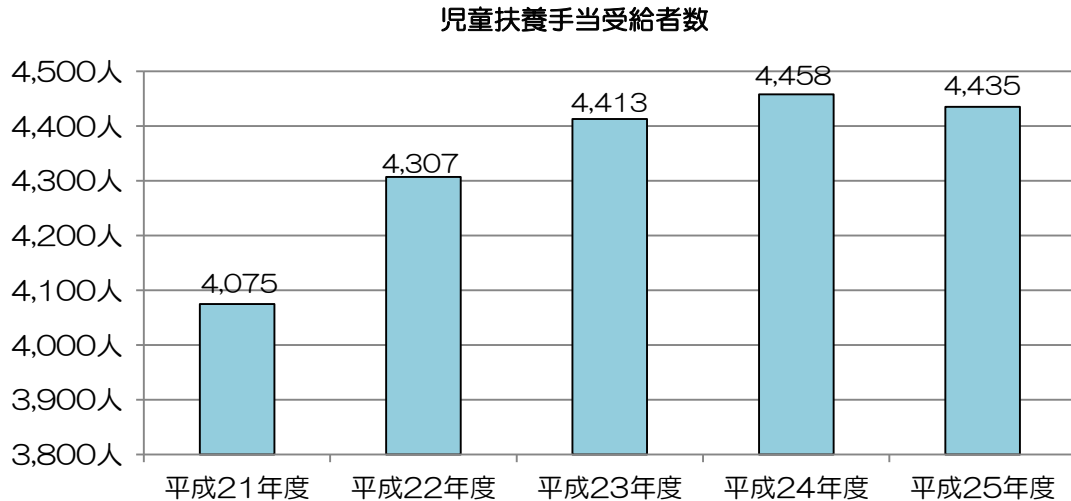
枚方市の生活保護受給者と世帯別推移



資料：枚方市事務概要（各年度3月末日現在）

#### ④児童扶養手当受給者数

本市の児童扶養手当受給者数は、平成24年度までは増加していますが、平成25年度はほぼ横ばいに推移しています。



資料：枚方市事務概要（各年度12月末日現在）

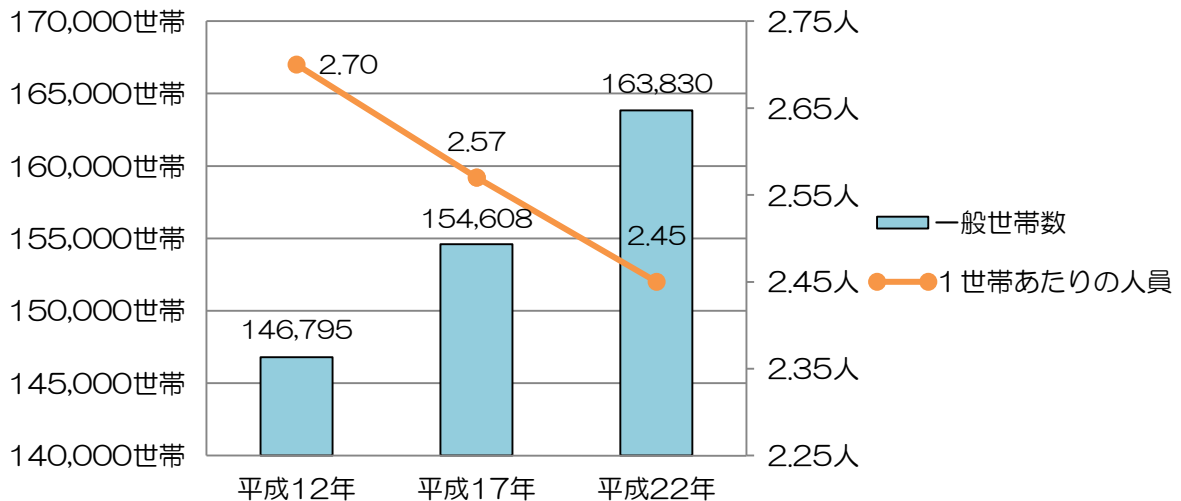
児童扶養手当：父母が婚姻を解消した児童や、父又は母が政令で定める程度の障害・拘禁・遺棄その他の状態にある、対象年齢（18歳に達する日の属する年度末以前。政令で定める障害がある場合は20歳未満。）の児童を養育する母、養育者、又は父に支給する手当。

### (3) 世帯構造の変化

#### ① 世帯数と世帯人数

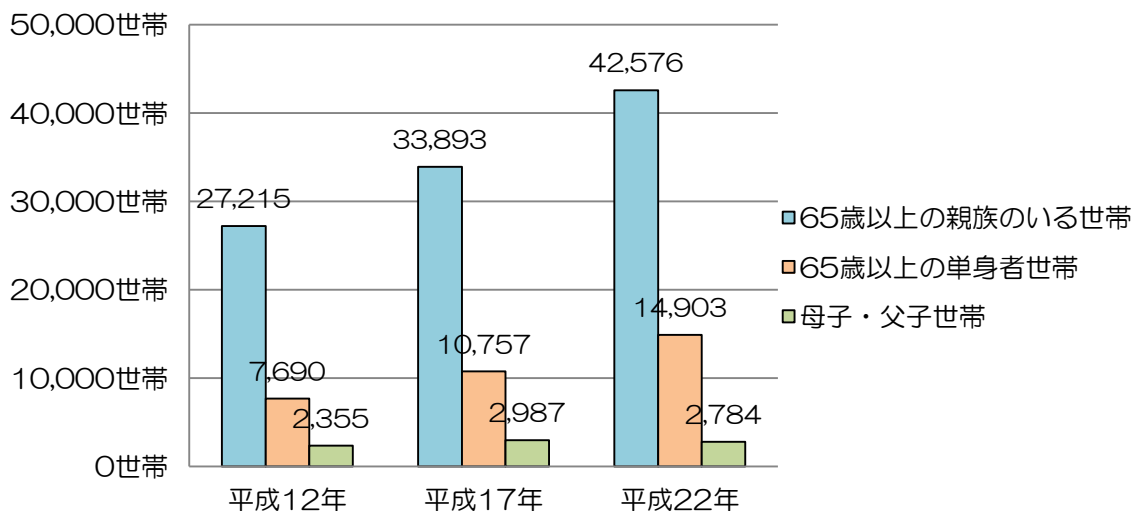
本市の世帯数は増加傾向にあり、特に高齢者のいる世帯数は大きく増加しているものの、1世帯あたりの人員は年々減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

枚方市の一般世帯数・1世帯あたりの人員数の推移



資料：総務省「国勢調査」

枚方市の高齢者世帯等の推移



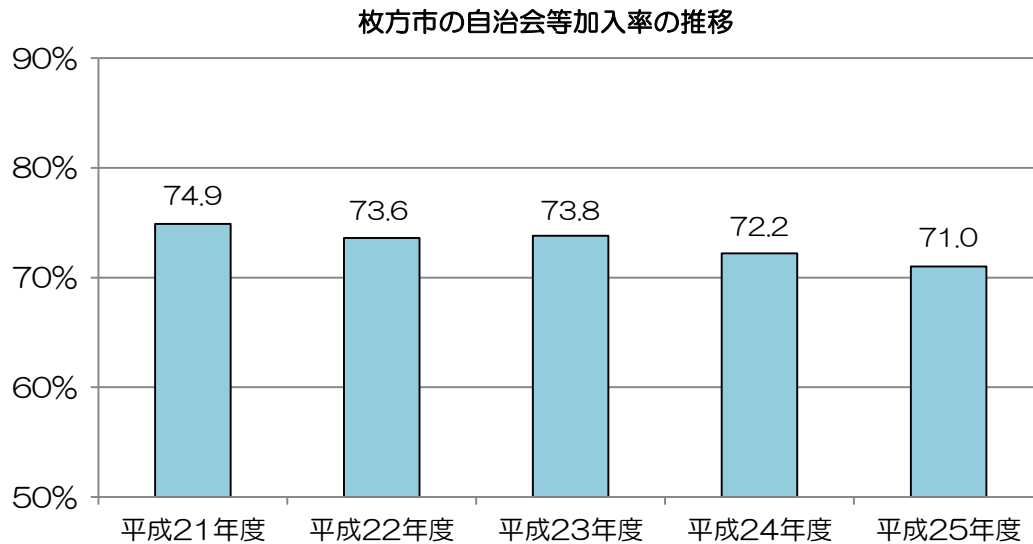
資料：総務省「国勢調査」

※「65歳以上の親族のいる世帯」に「65歳以上の単身者世帯」は含みません。

#### (4) 地域の状況

##### ①自治会等加入率の推移

本市の全世帯における自治会等加入率は約 70%で、若干の減少傾向にあります。

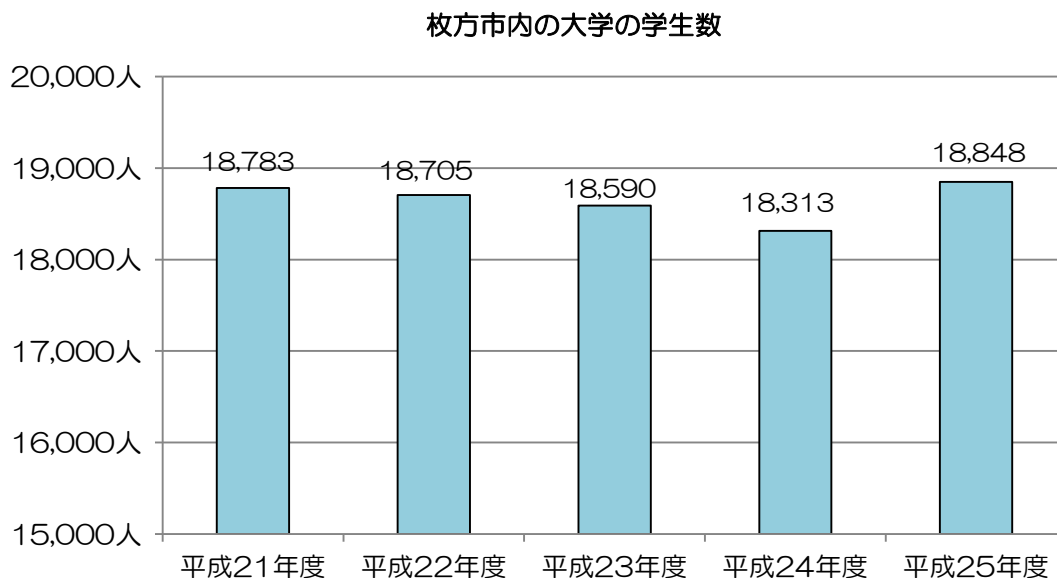


資料：市民活動課（各年度3月末日現在）

※自治会等加入率は、全世帯数から自治会等に参加している世帯として届出のあった数を除した割合です。

##### ②大学の学生数

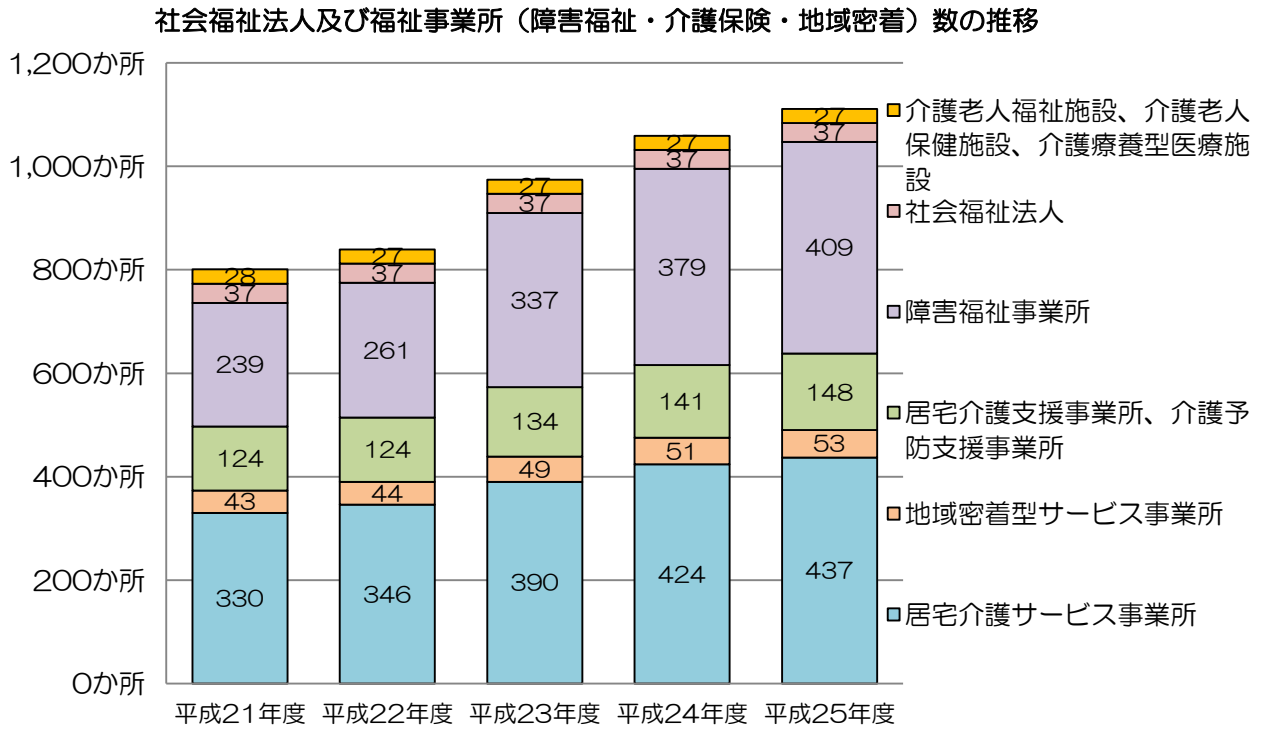
本市には、大阪歯科大学、関西医科大学、関西外国語大学、摂南大学、大阪国際大学、大阪工業大学の6つの大学があり、約2万人の学生が在籍しています。



資料：枚方市統計書（各年度5月1日現在）

### ③社会福祉法人や福祉事業所の数

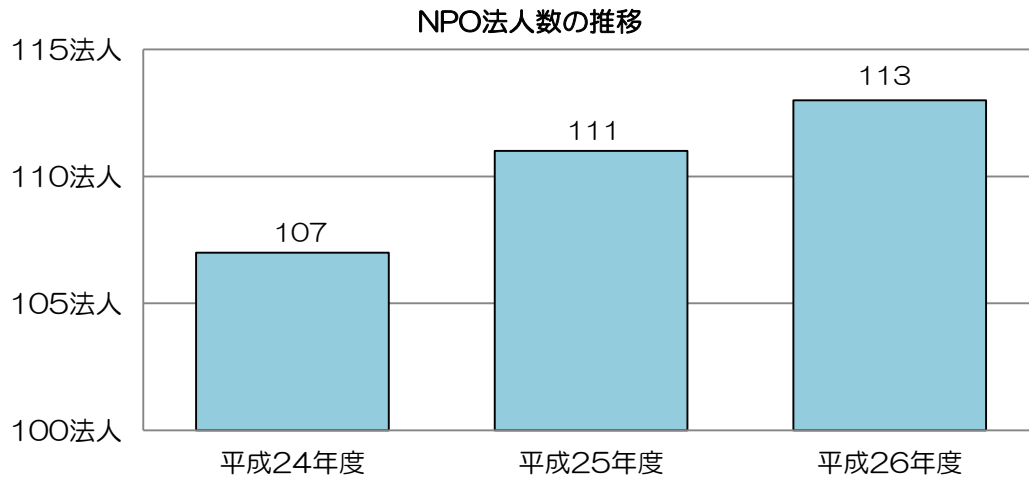
本市における社会福祉法人や事業所数は増加傾向にあり、特に障害福祉事業所や居宅介護サービス事業所の新規指定件数が増加しています。



資料：福祉指導監査課（各年度3月末日現在）

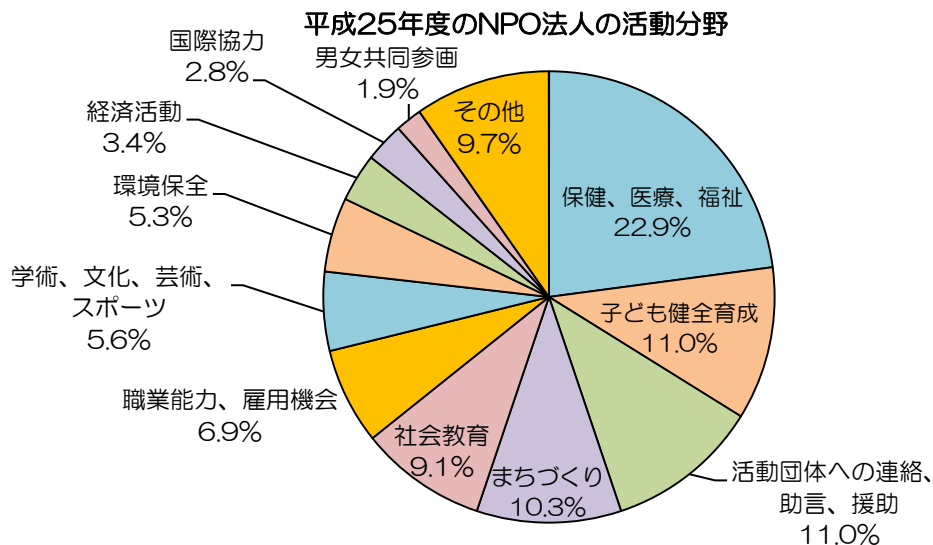
#### ④NPO 法人数及び活動分野

本市内の NPO 法人数は、年々増加傾向にあり、活動分野は「保健、医療、福祉」が一番多く、次いで「子ども健全育成」となっています。



資料：市民活動課

※平成24年度及び平成25年度は3月末日現在。平成26年度は9月末日現在。



保健、医療、福祉：73 法人	子ども健全育成：35 法人
活動団体への連絡、助言、援助：35 法人	まちづくり：33 法人
職業能力、雇用機会：22 法人	学術、文化、芸術、スポーツ：18 法人
環境保全：17 法人	経済活動：11 法人
国際協力：9 法人	男女共同参画：6 法人
社会教育：29 法人	その他：31 法人

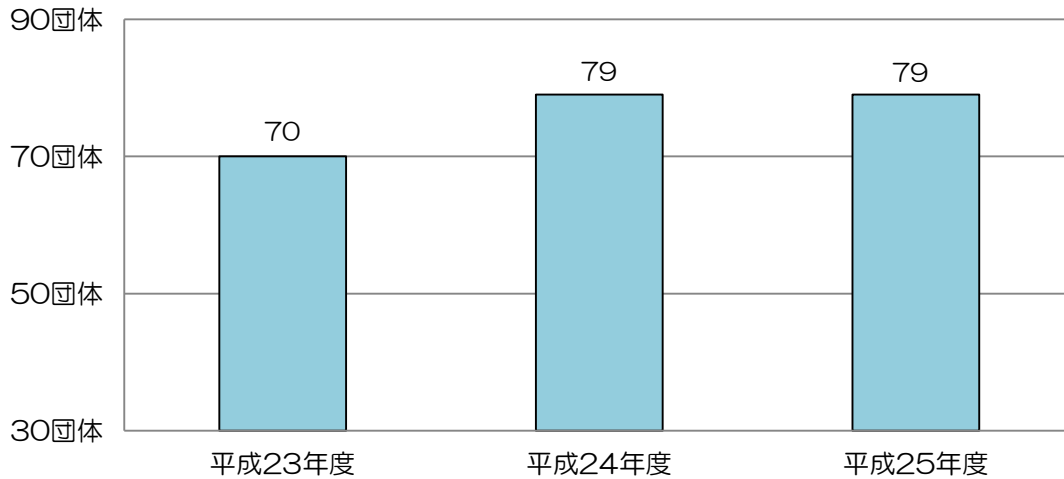
※1つの団体が、複数の活動分野を選択できるため、実際の団体数とは一致しません。

※上記の団体数は、法人格を取得した市内のみに事務所を有するNPO法人のデータです。法人格を取得していないNPOの統計は集計されていません。

⑤ボランティア団体の数

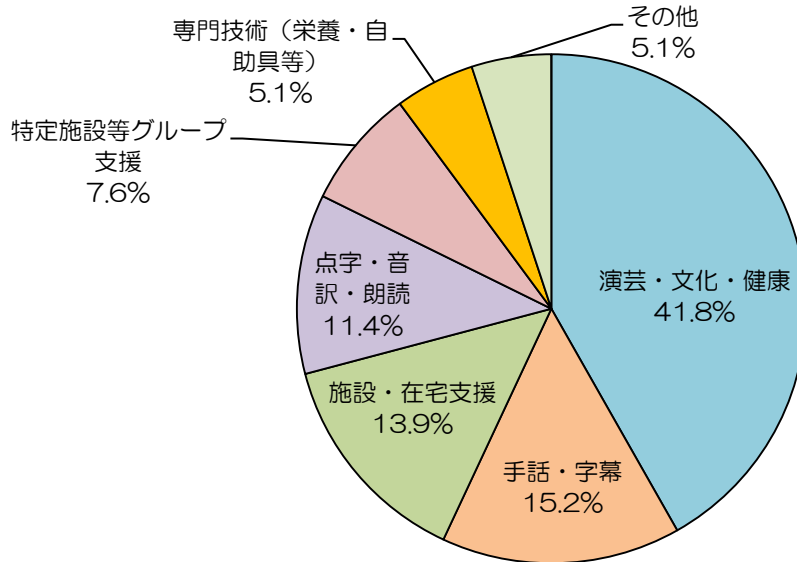
枚方市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体数は横ばいに推移しており、「演芸・文化・健康」に関する団体が最も多く登録されています。

枚方市社会福祉協議会の登録ボランティア団体数の推移



資料：枚方市社会福祉協議会（各年度3月末日現在）

平成25年度の登録ボランティア団体の内訳

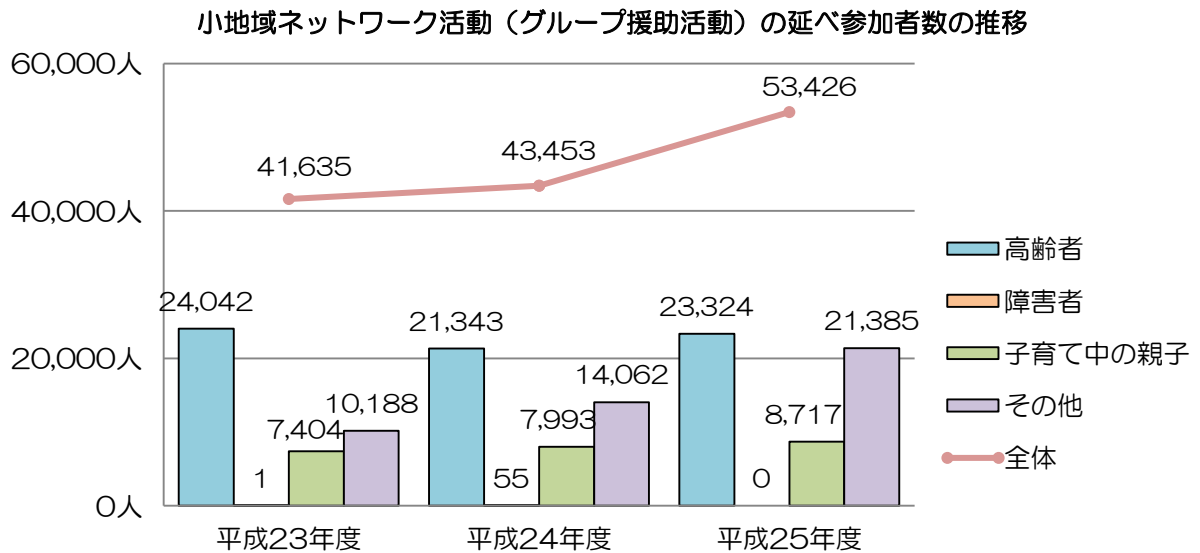


演芸・文化・健康：33 団体	手話・字幕：12 団体	施設・在宅支援：11 団体
点字・音訳・朗読：9 団体	特定施設等グループ支援：6 団体	
専門技術（栄養・自 助具等）：4 団体	その他：4 団体	

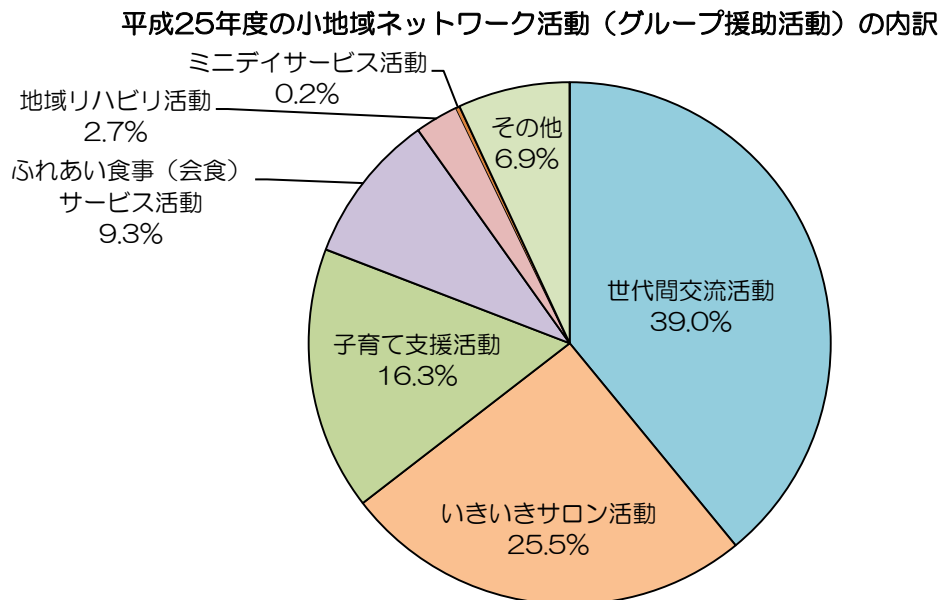


⑥小地域ネットワーク活動の推移

小地域ネットワーク活動（グループ援助活動）については、高齢者や子育て中の親子が多く利用しており、「世代間交流活動」や「いきいきサロン活動」への参加が多くみられます。



資料：福祉総務課（各年度3月末日現在）



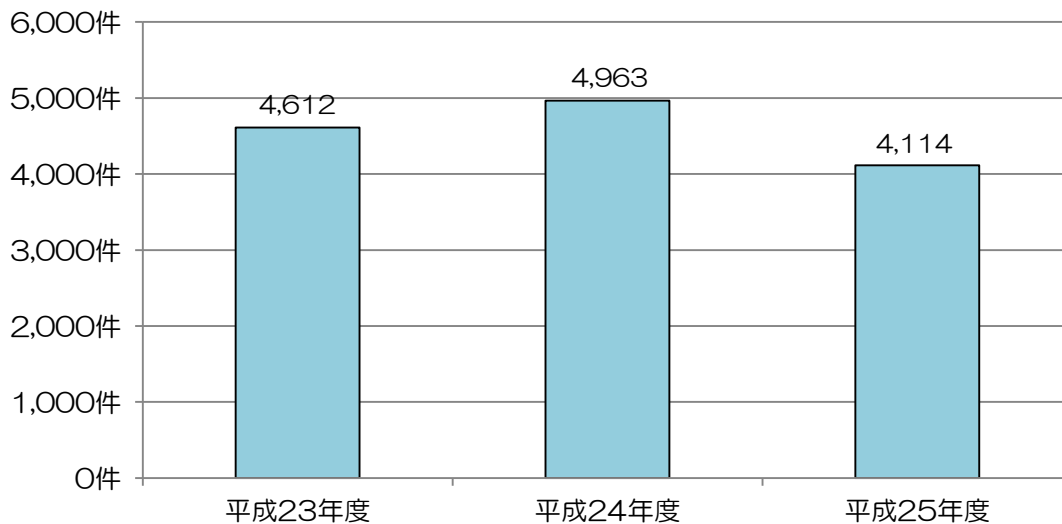
世代間交流活動：20,861人	いきいきサロン活動：13,613人
子育て支援活動：8,717人	ふれあい食事（会食）サービス活動：4,979人
地域リハビリ活動：1,425人	ミニデイサービス活動：127人
	その他：3,704人

⑦主な相談機関の相談延べ件数と相談延べ件数内容

ア) コミュニティソーシャルワーカー相談

コミュニティソーシャルワーカーへの相談延べ件数は、平成 24 年度をピークに少し減少しており一層の周知が必要です。相談内容は、「地域福祉・ボランティア活動」に関する相談が多くなっています。

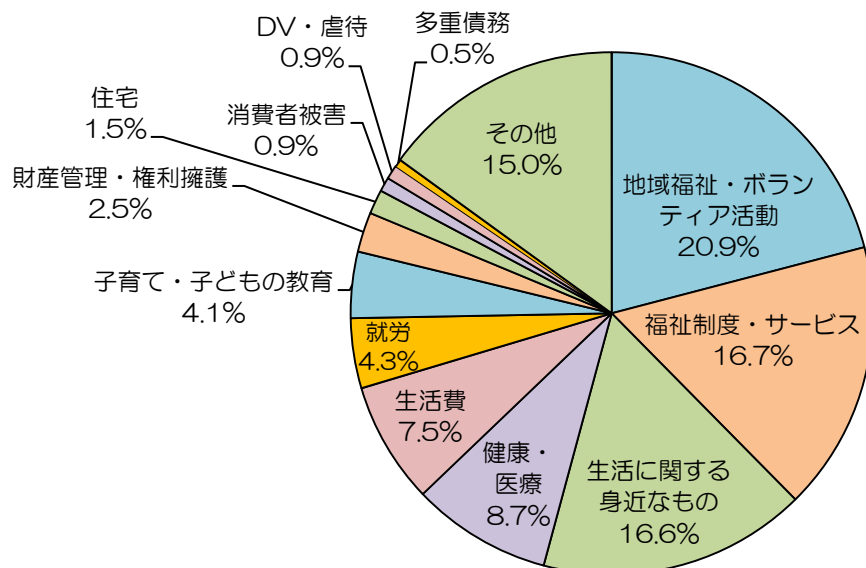
コミュニティソーシャルワーカー相談延べ件数の推移



資料：福祉総務課

※市内4か所（コミュニティソーシャルワーカー5人）で相談に応じています。

平成25年度コミュニティソーシャルワーカー相談延べ件数内容

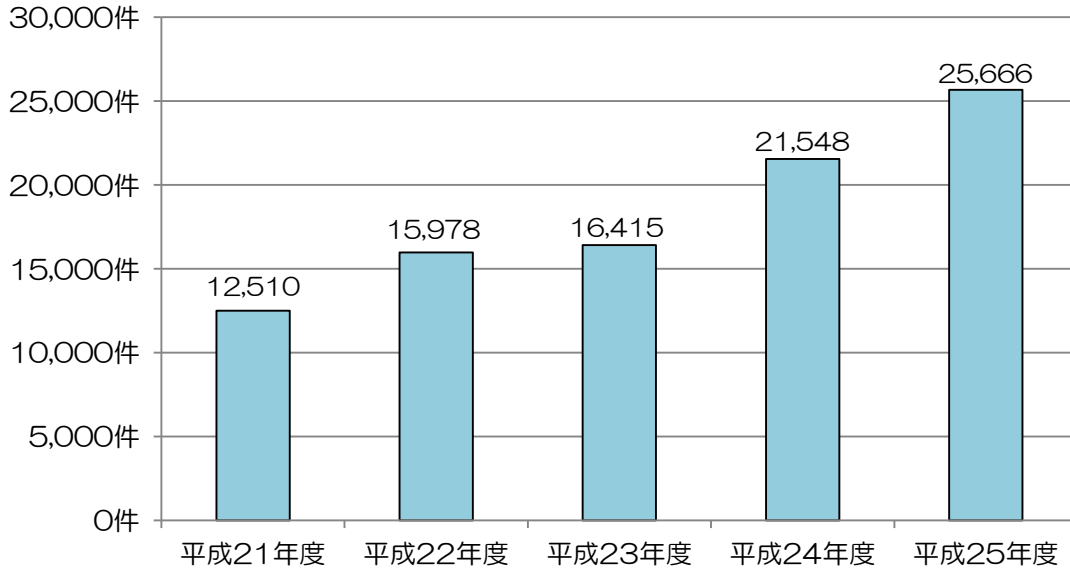


地域福祉・ボランティア活動	861 件	福祉制度・サービス	686 件
生活に関する身近なもの	683 件	健康・医療	356 件
生活費	309 件	就労	178 件
子育て・子どもの教育	169 件	財産管理・権利擁護	101 件
住宅	62 件		
消費者被害	36 件	DV・虐待	36 件
多重債務	19 件	その他	618 件

イ) 高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）相談

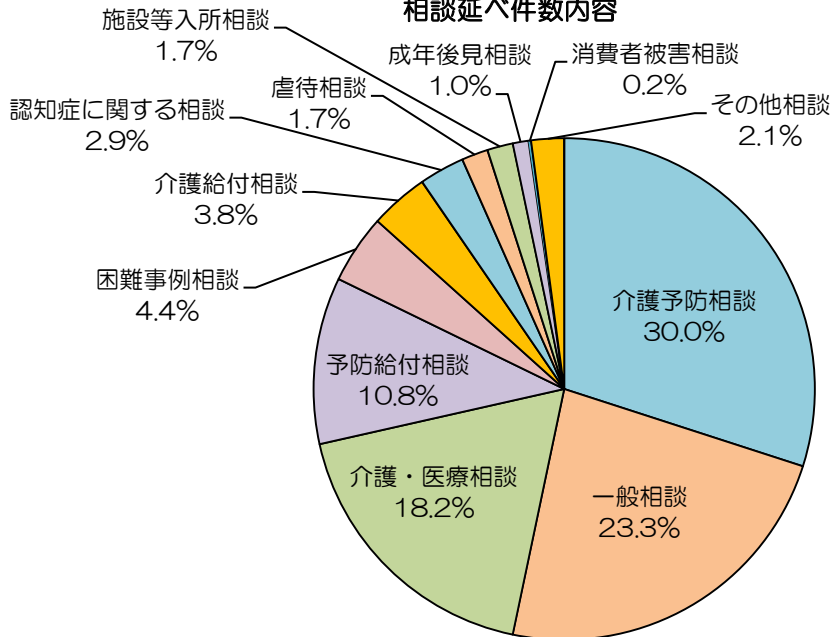
高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）への相談延べ件数は、年々増加しています。相談内容は、「介護予防相談」が最も多くなっており、高齢者の介護予防への関心が高くなっています。

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）相談延べ件数の推移



資料：高齢社会室

平成25年度（高齢者サポートセンター）地域包括支援センター  
相談延べ件数内容

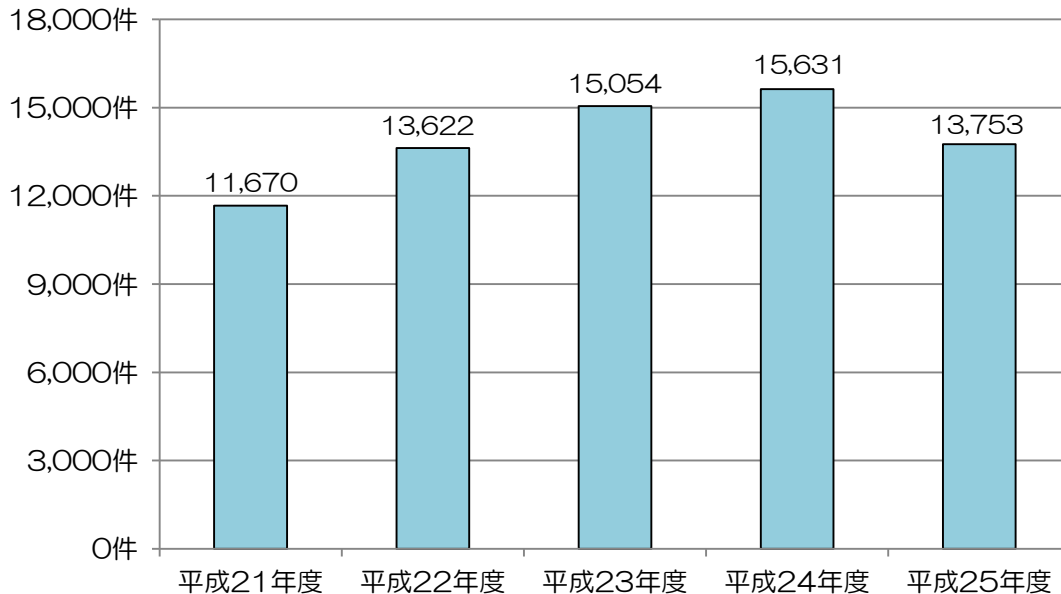


介護予防相談：7,697 件	一般相談：5,981 件	介護・医療相談：4,663 件
予防給付相談：2,761 件	困難事例相談：1,138 件	介護給付相談：968 件
認知症に関する相談：750 件	虐待相談：438 件	施設等入所相談：426 件
成年後見相談：256 件	消費者被害相談：48 件	その他相談：540 件

ウ) 家庭児童相談

家庭児童相談所への相談延べ件数は、平成 25 年度には減少しています。相談内容は、「虐待」が最も多くなっています。

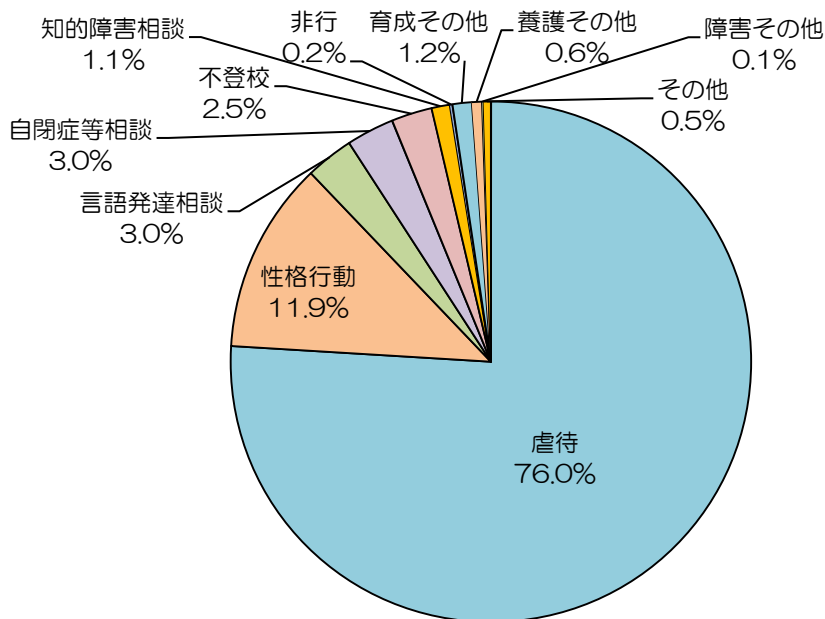
家庭児童相談延べ件数の推移



資料：家庭児童相談所

※市の家庭児童相談所において、児童虐待や 18 歳未満の子どもとその家族についてのさまざまな相談に応じています。

平成25年度家庭児童相談延べ件数内容

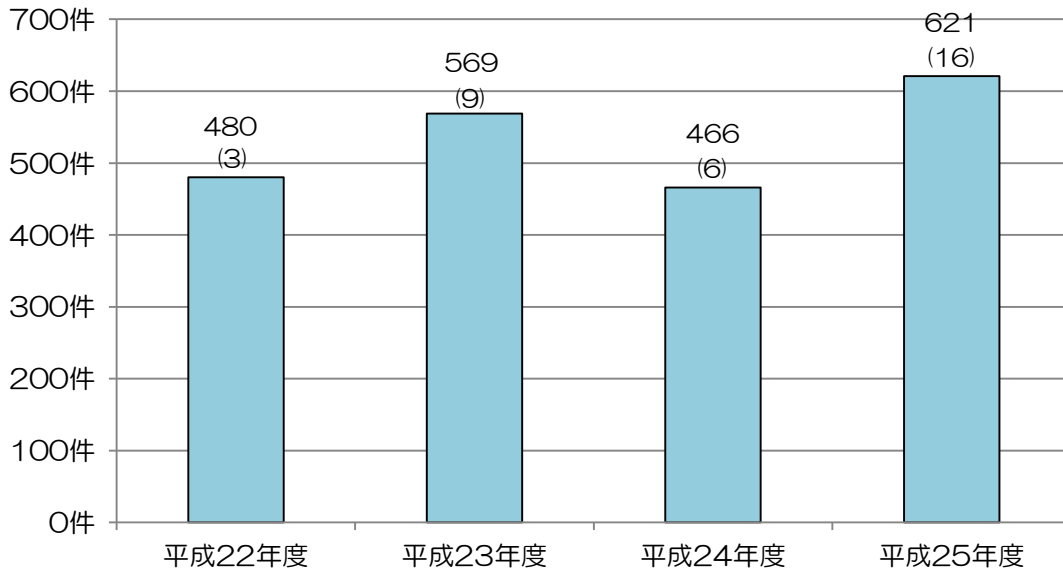


虐待：10,446 件 性格行動：1,638 件 言語発達：411 件 自閉症等：407 件  
 不登校：348 件 知的障害：156 件 非行：22 件 育成その他：163 件  
 養護その他：87 件 障害その他：13 件 その他：62 件

エ) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭相談の相談延べ件数は、各年度で増減しています。相談内容は、「生活援護」が半数以上を占めています。

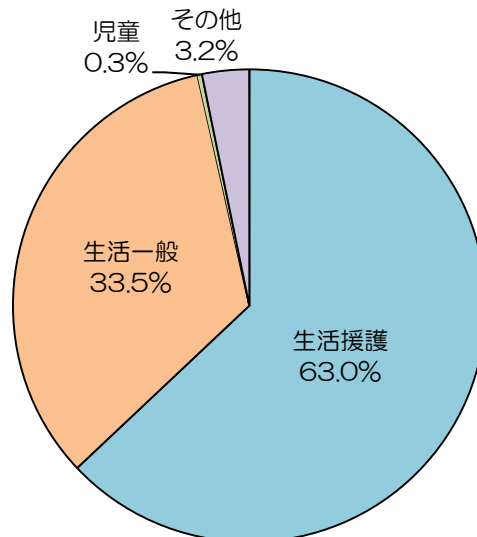
ひとり親家庭相談延べ件数の推移



資料：子ども青少年課

※ ( ) は父子の相談件数。

平成25年度ひとり親家庭相談延べ件数内容



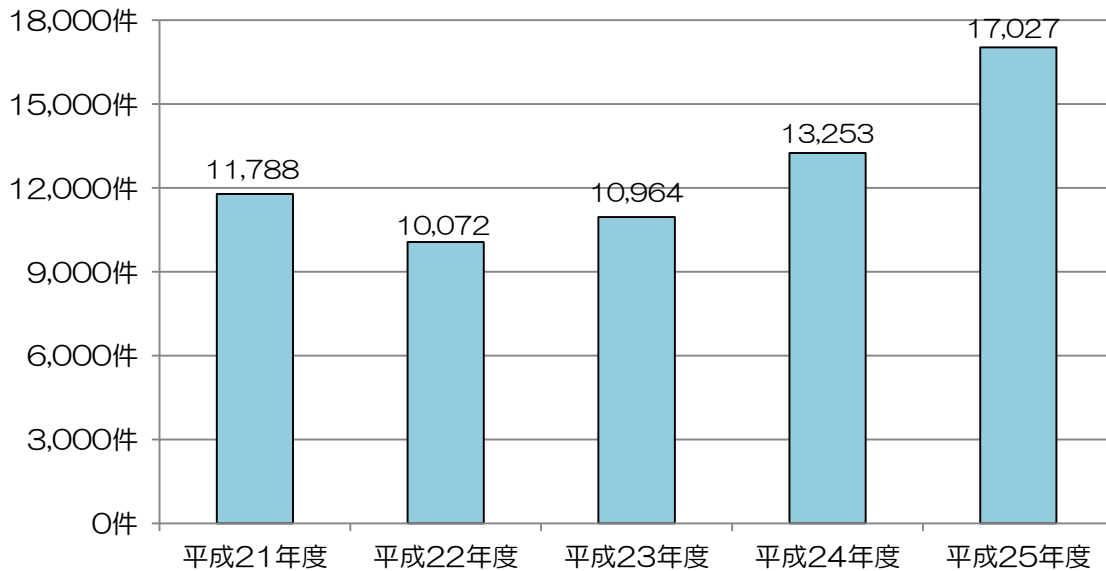
生活援護：391(4)件    生活一般：208(11)件    児童：2(1)件    その他：20件

※ ( ) は父子の相談件数。

才) 障害者相談

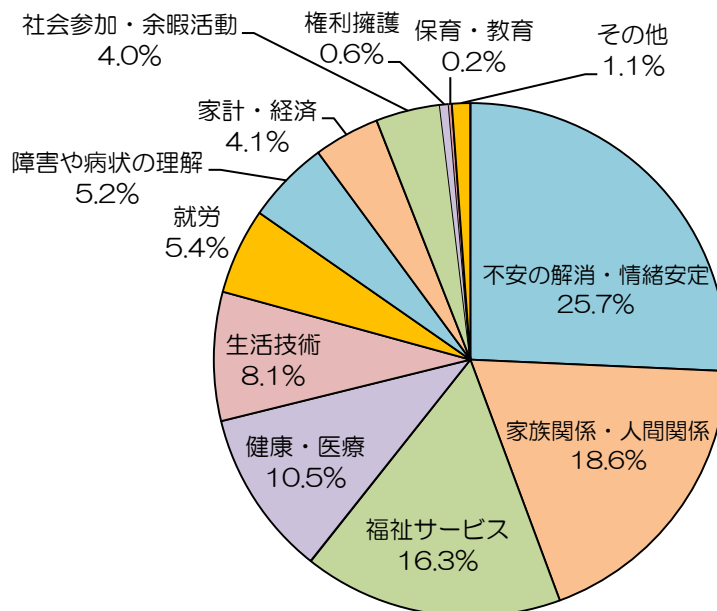
障害者相談の相談延べ件数は、平成 23 年度から年々増加しています。相談内容は、「不安の解消・情緒安定」が最も多く、次いで、「家族関係・人間関係」となっています。

障害者相談延べ件数の推移



資料：障害福祉室

平成25年度障害者相談延べ件数内容

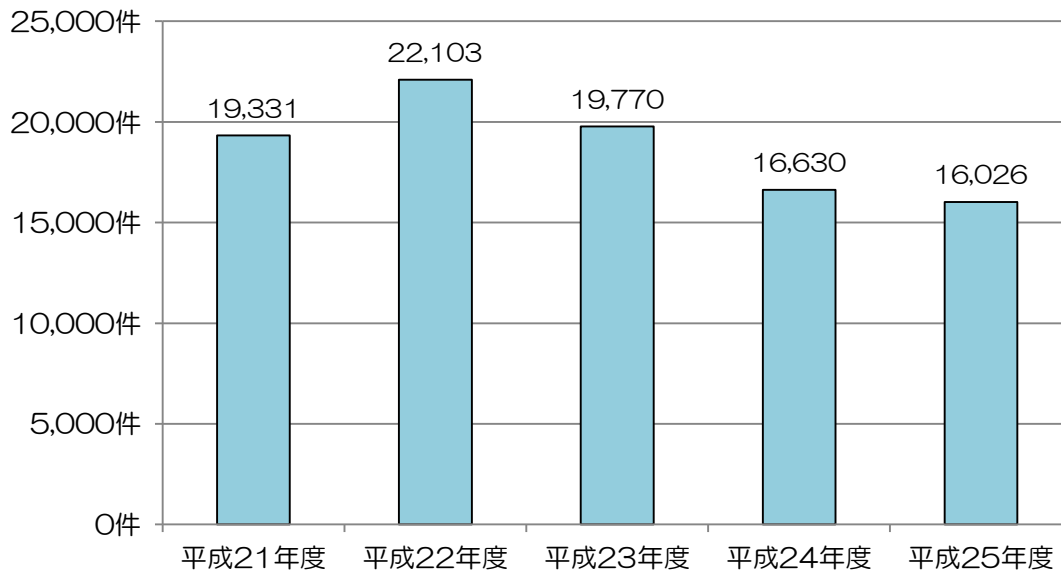


不安の解消・情緒安定：4,378 件    家族関係・人間関係：3,173 件  
 福祉サービス：2,779 件    健康・医療：1,785 件    生活技術：1,382 件    就労：920 件  
 障害や病状の理解：893 件    家計・経済：704 件    社会参加・余暇活動：689 件  
 権利擁護：94 件    保育・教育：35 件    その他：195 件

力) 民生委員・児童委員相談

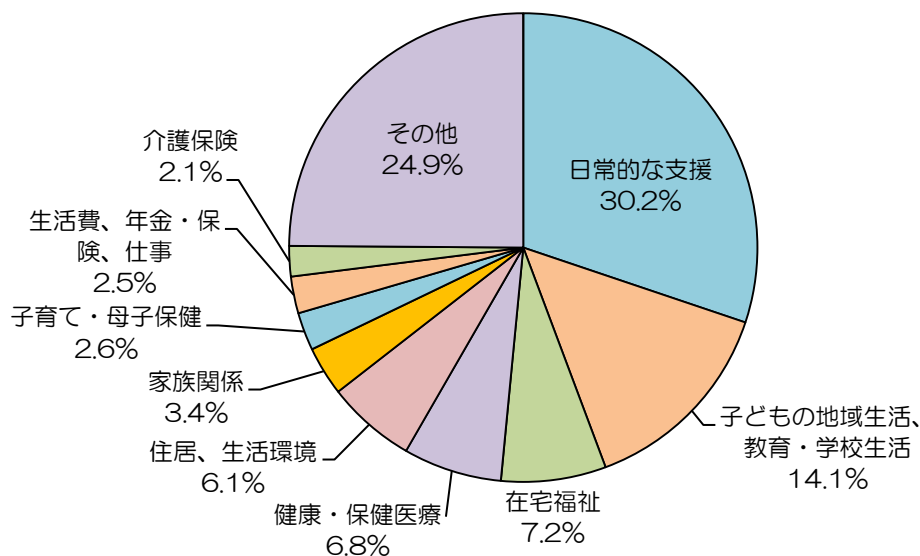
民生委員・児童委員への相談延べ件数は、平成22年度をピークに減少しています。相談内容は、「日常的な支援」が最も多くなっています。

民生委員・児童委員相談延べ件数の推移



資料：枚方市社会福祉協議会

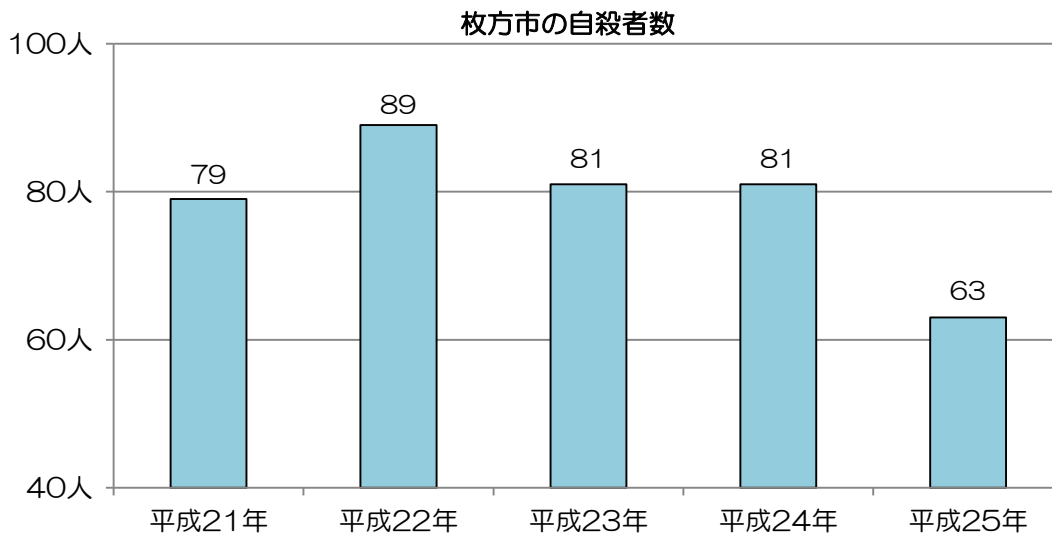
平成25年度民生委員・児童委員相談延べ件数内容



日常的な支援：4,835 件	子どもの地域生活、教育・学校生活：2,263 件
在宅福祉：1,161 件	健康・保健医療：1,089 件
住居、生活環境：985 件	家族関係：543 件
子育て・母子保健：420 件	生活費、年金・保険、仕事：408 件
介護保険：333 件	その他：3,989 件

## ⑧自殺者数

本市における自殺者数は、平成22年をピークに減少しています。



資料：大阪府「主要健康福祉データ・人口動態統計」

### 用語

#### ※NPO

⇒2ページ参照

#### ※小地域ネットワーク活動

小学校区などの小地域を単位として、高齢者や障害者など支援を要する人を対象に、保健・福祉・医療の関係者と住民が協働して進める見守り・援助活動のこと。支援を要する人が地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支えあい助けあいの活動を展開するとともに、地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めます。

#### ※コミュニティソーシャルワーカー

高齢者や障害者、ひとり親家庭等の援助を要する方を対象に、見守り・声かけ等のセーフティネットの構築、相談、支援の必要な福祉サービスへのつなぎ等を行うための相談員。市では社会福祉法人等に委託し、5人の相談員を配置しています。英語の頭文字を取ってCSWとも言います。また、大阪府内の各市町村では「いきいきネット相談支援員」と呼ばれています。



※高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）

高齢者のかかえるさまざまな問題を地域で総合的に支援する相談窓口で、市内 13 か所に設置。福祉行政の拠点として、本市が委託した社会福祉法人、医療法人等で運営され、身近な相談窓口となっています。高齢者行政相談窓口として、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーが、介護保険制度をはじめ、さまざまなサービスの紹介や高齢者福祉にかかる相談を受け、申請手続きを含む関係機関との連絡調整等を代行しています。

※民生委員・児童委員

地域住民の立場に立って相談や援助を行うなど、社会福祉の増進に努める人たち。主な職務は、地域住民の生活状態を把握し、要保護者の相談に応じて助言や援助を行うこと、福祉サービスの情報を提供すること、福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力することなど。厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年で無給。



### 3. 第2期計画の評価

「枚方市地域福祉計画（第2期）」は平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間として、平成22年6月に策定しました。第2期計画では、「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように、支え合える地域を創る」を理念とし、日常生活で一定の社会的支援を必要とする人々及びその家族が孤立しない地域社会の実現のため、4つの重点課題とそれに伴う基本方向を設定し、地域福祉の推進に取り組みました。

#### （1）第2期計画の取り組み

##### ①基本方向別の総括

重点課題1	みんなで支え合う地域づくり
基本方向1	誰もが地域と「つながり」をもてる地域社会

子育て、介護などの悩みを抱えながらも相談できる人がおらず、地域から孤立し、精神的にも肉体的にも疲労した結果、全国で悲しい事件が多発したことから、地域の関係づくりや隣近所との人間関係を築くことが課題となりました。これを受けて、市は支援を必要としている人を適切な福祉サービスなどにつなぐ仕組みづくりや幅広い地域福祉課題に対応するため、地域の住民や事業者、行政が支え合い、連携するネットワークづくりを行いました。

##### 【取り組みの実績】

- ・住民の地域活動を支援するため校区コミュニティ協議会の活動に補助金を交付するとともに、地域のニーズに合わせた見直しや充実を図りました。
- ・災害時に地域の自助・共助により避難支援が行いやすいよう平成25年度から災害時要援護者避難支援事業の運用について見直しを実施。
- ・子育て家庭の見守り、児童虐待防止の取り組みを充実させるため、児童虐待対応研修や薬物乱用防止教室などの啓発活動を実施。
- ・平成25年度より「生活保護情報ホットライン」を開設し、生活困窮者の早期発見に努め、生活保護などの適切な支援を実施。

※校区コミュニティ協議会

校区コミュニティ協議会は、市内の小学校区を基本に、自治会など各種団体が互いの情報交換や連絡調整などを行う協議型組織です。大規模地震に備える災害対策、子どもの安全対策、青少年の健全育成、ごみ減量の取り組みなど、地域のさまざまな課題の解決に向けて取り組んでいます。市は、校区コミュニティ協議会を、「地域の窓口」として位置づけ、お互いが果たすべき責任と役割を明らかにしたうえで、相互に自立し対等に協力する地域のまちづくりに取り組んでいます。

※災害時要援護者避難支援事業

災害が発生したときに、自力で避難指定場所まで避難することが困難な高齢者や障害者に対し、円滑に避難の支援を行う事業。避難支援者設定のため登録された情報を、民生委員や地域の自主防災組織等の団体に情報を提供しています。

※生活保護情報ホットライン

真に生活に困窮して、緊急に支援が必要であるにもかかわらず市に相談されていない方や給与収入等の収入がありながら市に報告していないといった生活保護の不正受給等に関する情報を専用電話により募っています。このホットラインより得た情報については、元警察官を含めた適正化推進チームを設置し、生活保護の適正実施を図るため、迅速な調査を行っています。

重点課題2	安心して快適に暮らせる地域づくり
基本方向2	様々な団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会

多様化する住民ニーズに対応するためには、行政や福祉サービスを提供する事業者だけではなく、住民や自治会などの地域団体、ボランティア団体、NPOなどが役割を果たし、連携していく必要があります。このことから、地域活動を支援するための場づくりに関することや次代を担う人材の育成、団体間の交流の機会を設けるなど、活動の支援を行いました。

#### 【取り組みの実績】

- ・地域福祉の担い手の育成支援を行うため、民生委員・児童委員への活動費支援やコミュニティ連絡協議会と連携した地域リーダー育成研修会の開催等を実施。
- ・外国人や聴覚障害者が安心して市内の医療機関を利用できるよう医療通訳士登録派遣制度の創設を目指し、市内医療機関や大学と連携した養成講座を実施。
- ・生涯学習市民センターにおける活動の場の提供や生涯学習市民センターまつりを開催。
- ・一人で通学することが困難な障害がある児童・生徒へ通学支援を行うため移動支援（ガイドヘルプサービス）を拡充。
- ・日常のごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者を支援するふれあいサポート収集について、対象者の要件を緩和。

#### 用語

##### ※NPO

⇒2ページ参照

##### ※民生委員・児童委員

⇒27ページ参照

##### ※コミュニティ連絡協議会

小学校区単位にある校区コミュニティ協議会の自主的な活動を促進し、校区間の情報交換と連絡調整を目的に活動している組織。

重点課題3	サービスが安心して利用できるための仕組みづくり
基本方向3	誰もが困ったときに、身近なところで支援を受けられる地域社会

核家族や一人暮らしの増加、隣近所との人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の問題は複雑で多様化しています。そのため、住民が福祉サービスを安心して利用できるよう、制度の狭間や複合的な課題に対応できる庁内ネットワークやより身近で気軽に相談が受けられる相談支援体制、必要とする情報をわかりやすく身近に提供するための仕組みづくりを行いました。

#### 【取り組みの実績】

- ・ 障害者相談支援センターや地域子育て支援拠点、いきいきネット相談支援センター（コミュニティソーシャルワーカー）、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）、家庭児童相談所、ひきこもり等子ども・若者相談支援センター等各分野に専門相談員を配置し相談支援事業を実施。
- ・ 市の福祉サービスに関するネットワーク体制の強化を図るとともに、相談者に適切な相談・助言を行えるよう国や府、各種団体が主催する専門分野の研修や接遇研修・人権研修等に参加。

#### 用語

※コミュニティソーシャルワーカー

⇒26 ページ参照

※高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）

⇒27 ページ参照

重点課題4	市民の権利擁護
基本方向4	共に生き、育む地域社会

地域福祉を推進していく上では、人権の尊重の視点は不可欠であり、お互いに理解しあい、一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、共に暮らすことができる地域社会を目指しました。また、福祉サービスの利用者の相談や苦情が、公正かつ中立な立場で対応できる仕組みを周知するとともに、判断能力が十分でない利用者の権利が保障される制度の充実に取り組みました。

#### 【取り組みの実績】

- ・高齢者や障害者が地域生活を継続できるように、成年後見制度の申し立てや福祉サービスの利用に対する援助、日常的な金銭管理等を行う事業者へ補助を実施。
- ・福祉オンブズパーソン制度による苦情相談を実施。
- ・人権に関する理解の促進を図るため、各種講座や啓発事業等を実施。

#### 用語

##### ※成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない人について、その本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選び法律的に支援する制度。成年後見人等には、預貯金や不動産などの財産管理、介護など生活に配慮する身上監護を本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられます。

##### ※福祉オンブズパーソン制度

市から提供される福祉保健サービスについて不満や苦情がある場合、第三者機関である福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）が公平かつ中立の立場で苦情を調整し、必要な場合は、市に対して意見表明やサービスの内容を是正するよう勧告したり、制度を改善するよう提言を行う制度。

## ②重点充実事項別総括

### 市役所庁内の連携について

家庭や地域の問題が複雑で多様化し、課題解決への対応が難しい事例が増加している中で、複合的な課題に対しては、住民の立場にたったより丁寧な対応が必要となることから、行政内部の各部署がより一層連携できる体制の構築を図りました。

#### 【取り組みの実績】

- ・「枚方市児童虐待問題連絡会議」を組織し、子どもの虐待の防止、早期発見、早期対応などの取り組みを実施。
- ・学校、家庭、地域の三者の地域教育関係者による地域教育協議会での地域教育活動及び学校教育の支援等を実施。
- ・食育の推進のため、学校等の各種関係機関、団体、住民と連携、情報共有を実施。
- ・成年後見制度の市長申立てを実施するため、市の関係課で連携して審査会を開催。

#### 用語

※成年後見制度  
⇒32 ページ参照

## 各相談窓口の連携及び充実について

高齢者や障害者、ひとり親、人権等の多様化する住民ニーズに対して、地域で課題解決を図るために、相談窓口のさらなる連携と一層の充実、コミュニティソーシャルワーカーによる相談体制システムの充実を図りました。

### 【取り組みの実績】

- ・「人権なんでも相談」において、助言や情報提供、関係機関の紹介・取次ぎを実施。
- ・保健、医療、福祉、介護の各関係機関及び地域団体と連携しながら、地域における高齢者総合相談窓口として高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）事業を実施。
- ・地域で援助を必要とする人への相談・支援としてコミュニティソーシャルワーカー事業を実施。
- ・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の自立支援を実施するとともに、相談内容に応じて必要な相談窓口の案内を実施。
- ・「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を開設し、必要に応じて、関係機関と情報交換や連携を図り、適切な支援を実施。

### 用語

※コミュニティソーシャルワーカー  
⇒26 ページ参照



## まちのバリアフリー化の促進について

高齢者や障害者など、すべての人が社会活動に参加し、安心して快適に暮らすためには、公共的な建物だけでなく、鉄道駅や周辺道路等の一体的なバリアフリー化を図る必要があることから、まちのバリアフリー化の促進に向けた取り組みを行いました。

### 【取り組みの実績】

- ・高齢者や障害者等の意見を踏まえバリアフリー基本構想を作成し、鉄道駅を中心とした地区のバリアフリー化を推進し、市内全 12 駅のバリアフリー化が完了。
- ・「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、市内各所において多目的トイレやオストメイト対応設備、エレベータ等の設置など施設のバリアフリー化の推進を実施。

### 用語

#### ※多目的トイレ

車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者、高齢者、内部障害者、子ども連れなど多様な人に対応したトイレ。

#### ※オストメイト

人工肛門や人工膀胱保有者のこと。

## 役割と責任について

制度の狭間や複合的な課題を抱える家庭に対し、「住民」「事業者」「行政」が連携して支援できるようそれぞれの役割と責任の明確化を図りました。

### 【取り組みの実績】

- ・枚方市社会福祉協議会が策定した「第4次地域福祉活動計画」との連携を図るため、「住民」「事業者」「行政」の役割を明確にできる場づくりとして、地域福祉シンポジウムを開催。

#### 4. 第3期計画に向けて取り組むべき課題

地域での見守りや声かけなど地域での支え合いが益々重要になっていく中で、地域での「つながり」の希薄化やボランティアなどの担い手不足を解消するためには、まずは住んでいる地域に関心を持ってもらえるよう情報発信や広報媒体などの充実が必要です。また、地域と福祉施設が連携し、例えば、認知症高齢者をはじめとする、支援が必要な人たちを地域全体でサポートできる場の構築なども必要です。

地域での災害時要援護者の支援体制についても、平成25年度に民間社会福祉施設と福祉避難所にかかる協定を締結するなど、市としても体制整備に向け取り組みを進めていますが、担い手の不足など、地域での要援護者の支援体制については十分とはいえません。

さらには、核家族や一人暮らしの増加、隣近所との人間関係の希薄化などにより、相談内容や問題の背景も複雑化し、複数の相談機関が関わるケースも多くなっているため、相談機関間の連携を深め、切れ目のない支援を行うためのさらなるネットワークの構築も必要です。

これらを踏まえ、第3期計画では、さらなる地域福祉の推進に向けて、特に次の4つの事項についてさらに充実させていく必要があります。

- 1. 課題を抱える人への適切な支援**
- 2. 地域福祉活動への参加者不足の解消**
- 3. 地域内組織・団体の連携の強化**
- 4. 家庭や地域への情報発信の強化**

## 第5章 計画の基本理念と視点

### 1. 計画の理念

#### **みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように、支え合える地域を創る**

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化しています。誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくためには、つながりを大切にしながら生活課題や地域課題を解決するための取り組みが必要となります。

多様な生活課題や地域課題の解決のためには、行政だけでなく、住民や事業者等がそれぞれの役割と責任を果たしながら連携して取り組まなければなりません。特に、課題を抱える住民や家庭に一番身近な地域の役割は重要となり、住民自らが家庭や地域のごつながりについて見つめ直し、安心して暮らせる地域社会を構築していく主体となることが求められます。そのためには、行政が地域団体と連携して地域福祉活動を支える仕組みづくりや必要な支援を行うことはもちろん、地域福祉の推進を目的に設置された枚方市社会福祉協議会がその活動を実践の場で支えることも重要です。

地域福祉を推進するためには、支援を必要としている人の自立しようとする意欲や家族の助け合い、地域団体やボランティアによる支えあい、枚方市社会福祉協議会による実践的な支援や行政の公的なサービス支援、さらには事業者による福祉サービスの提供など重層的な取り組みが必要です。そうした取り組みを通じ、住民が安心して幸せに暮らすことができ、みんなが住み続けたいまちと感じる地域づくりを目指し、計画を推進します。

## 2. 計画の視点

地域福祉推進の主役は住民です。年齢や国籍、障害の有無など、お互いの違いを認め合いながら、住民一人ひとりの権利が守られ、そして、それぞれの生活の場で相互が連携することは、福祉のまちづくりを推進するためには不可欠です。そのため、計画の推進にあたっては、次の3つの視点を持ち、取り組みを行います。

### 視点1. 人権が守られた福祉のまちづくり

すべての住民が、地域社会の一員として、相互に連携し、福祉のまちづくりに人としての尊厳を保持される視点

### 視点2. 地域福祉の主人公である住民の参画

すべての住民が、主体となり、行政や事業者と連携しながら地域福祉活動に参加できる視点

### 視点3. ノーマライゼーション社会の実現

すべての住民が、相互に認め合い、人格と個性を尊重しあう社会の実現を目指すための環境を整える視点

#### 用語

##### ※ノーマライゼーション

障害者と健常者がお互いに区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい形とする考え方や運動、施策のこと。

## 第6章 基本方向と重点取り組み事項

さらなる地域福祉の推進に向け、集約した4つの課題について、それぞれに基本方向を設定し取り組みを進めます。その中で、特に、生活上の課題を抱える人が円滑に適切なサービスを利用できるための相談機能の強化や地域福祉活動の担い手づくり、そして、住民の安全・安心に関する避難行動要支援者の支援体制の構築について、重点的に取り組みます。

集約した課題	基本方向	施策目標	具体的取り組み
課題を抱える人への適切な支援	誰もが暮らしやすい地域づくり	—— 相談支援体制の充実	—— コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実 地域で相談を受ける地域団体への相談窓口等の情報提供
		—— 福祉施策の充実	—— 各福祉計画に基づく福祉施策の推進
		—— 生活困窮者への支援	—— 地域やハローワークなどの連携による支援が必要な人の把握 生活困窮者の自立のための相談や支援の実施 生活困窮者を支える地域ネットワークの構築
地域福祉活動への参加者不足の解消	地域福祉活動の担い手づくり	—— 権利擁護の推進	—— 成年後見制度の周知 市長申立をはじめとする成年後見制度の利用支援
		—— 地域での担い手づくりの支援	—— 枚方市社会福祉協議会との連携の促進 自治会館の建設等助成や市内施設の活用支援
地域内組織・団体の連携の強化	地域福祉のネットワークづくり	—— コミュニティの活動支援	—— 地域の情報発信の支援 小地域ネットワーク活動をはじめとする活動の支援
		—— 避難行動要支援者支援体制の構築支援	—— 地域の取り組み事例の情報発信 避難行動要支援者支援体制の構築
		—— 住民参加による高齢者支援体制の基盤整備	—— 住民参加による介護予防・生活支援サービスの基盤の整備
家庭や地域への情報発信の強化	支え合い尊重し合える意識づくり	—— 福祉意識の向上	—— 人権に関する啓発・情報の発信 事業者と連携した地域の福祉活動の支援
		—— 子どもの福祉教育の推進	—— 介護施設での体験実習の支援 障害者や認知症高齢者との交流の場の設定支援

## 1. 誰もが暮らしやすい地域づくり

東日本大震災以降、「絆」という言葉で、人と人のつながり、家族のつながり、地域のつながりの重要性が再認識され、再生に向けた取り組みが様々な場面において展開されています。しかし、子育てや介護などの悩みを抱えた家族の中には、誰にも相談できず、また、各相談機関も相互の支援情報を持ちながらも十分に連携できずに、精神的、身体的、金銭的など複合化する課題などを解決できない人がいるという状況も浮き彫りになっています。

本市でも、地域との関係が薄れている家庭や人間関係の希薄化が進展する中、様々な福祉課題を抱える家庭への理解を深める必要があります。特に、今後、高齢化がさらに進み、認知症高齢者が増加することが予想されることから、認知症高齢者に対する理解や関連する福祉サービス、成年後見制度など様々な福祉制度等についての情報を共有することも必要となります。

また、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法で支援の対象とする人々の中には、従来からの対象者ごとに割り振られた福祉制度では対応できない、いわゆる制度の狭間にいる人も多く存在するとも推察されます。地域福祉は特定の社会的弱者を対象とするのではなく、多様な生活課題に取り組むもので、まさに、生活困窮者自立支援の取り組みは地域福祉の考え方と一致したものになっています。

このような状況のもと、地域で様々な福祉課題を抱える家族に寄り添い、ともに課題を解決していくためにも、地域住民や地域団体、事業者、行政がそれぞれ課題を共有し、適切な相談窓口につなぎ、そして解決できる体制づくりを目指します。

### 用語

※成年後見制度  
⇒32 ページ参照

## (1) 相談支援体制の充実

相談支援体制の充実として、様々な福祉課題に対応するための専門的な相談窓口の充実に取り組みます。しかし、相談する側にとっては、専門的な相談窓口だけではなく、身近な場所で自分の困りごとについて気軽に相談できることも重要であることから、地域でのサロン活動など地域活動に関わる団体が相談を受けることも相談の充実には不可欠です。

そのためには、地域での身近な相談に応じる民生委員の活動支援に加え、相談を受けた内容について必要な相談窓口につなげる体制づくりや、相談機関間で情報が共有できる仕組みづくりが必要となります。そのためには、地域から専門機関につなぐ役割を担うコミュニティソーシャルワーカーの充実と地域住民をはじめ、地域組織の役員、専門機関によるケース検討会議の実施など課題解決のためのネットワーク強化や相談を受ける地域団体に相談窓口の情報提供を行うことなどを重点的に取り組む事項として設定します。

### 具体的な取り組み

- ・ コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする各種相談支援機能の充実
- ・ 地域で相談を受ける地域団体への相談窓口等の情報提供

### 用語

#### ※サロン活動

地域で高齢者や障害者、子育て中の人々が元気に暮らすきっかけを見出し、地域の人同士のつながりを深めるための自主活動のこと。いきいきサロンや子育てサロンなどが地域で展開されています。

#### ※コミュニティソーシャルワーカー

⇒26 ページ参照

## (2) 福祉施策の充実

多様化する福祉課題に対応するためには、福祉施策の充実は不可欠です。本市では、これまでより福祉に関する多くの事業を実施しており、今後も具体的な福祉施策は、高齢、障害、子育てなどの分野ごとの計画に基づき推進していきます。また、福祉分野を横断する福祉課題への対応についても、今後も引き続き、住民の目線での「日常の困りごと」を基本として、地域福祉計画の推進を図るなかで、必要な福祉施策の充実を図ります。

### 具体的な取り組み

- ・ 各福祉計画に基づく福祉施策の推進

## (3) 生活困窮者への支援

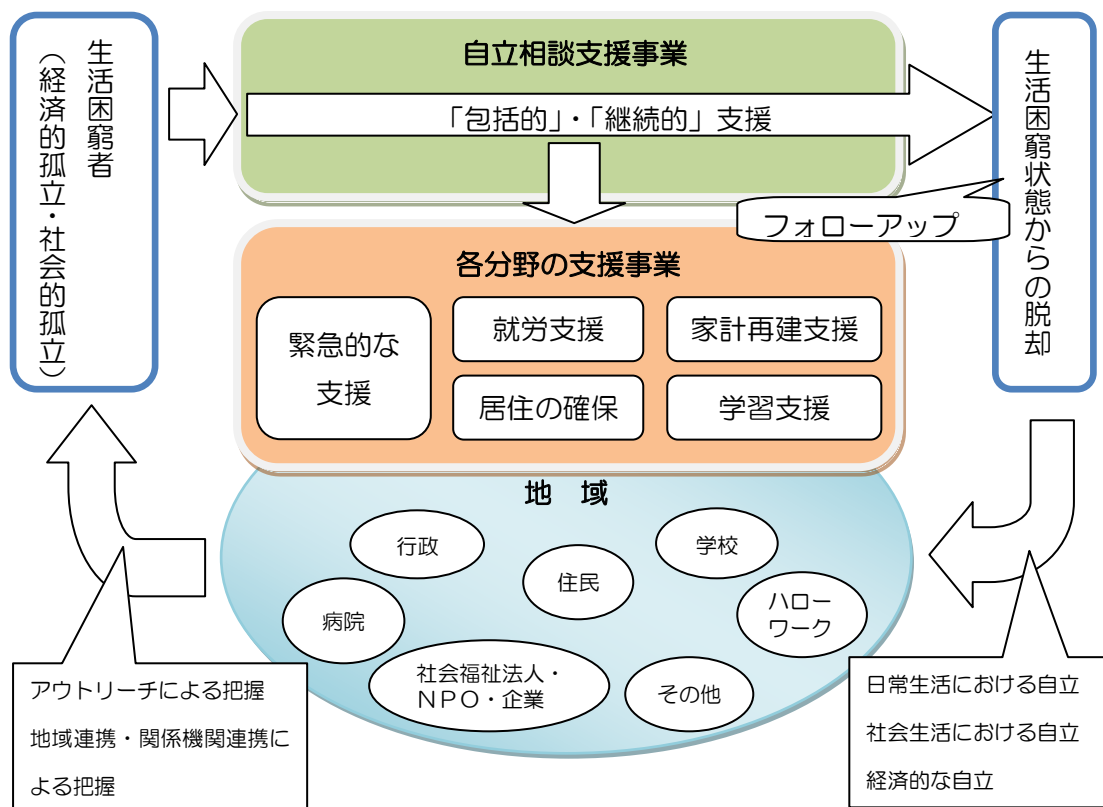
近年、雇用形態の多様化などにより、本来、就労できるはずの若い世代も仕事になかったり、収入が少なかったり、生活困窮に陥っている人の増加が社会問題となっています。これらの人の多くは、仕事に就けないだけでなく、家庭や生活の面で様々な課題を抱えているなど、生活困窮者の多くは、実際には複合的な課題を抱えており、その背景として、社会的孤立や孤独、社会的排除、心身の障害や不安などの要素が含まれることが多くあります。このことから、経済的困窮という表面上の課題のみに対応しても本質的な解決にならないことも多く、社会的に孤立したままでは経済的自立の継続も難しいと考えられます。

そのため、地域や事業者と連携し、地域で生活に困窮されている人の把握と適切な支援を実施するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりにも取り組みます。

### 具体的な取り組み

- ・ 地域やハローワークなどの連携による支援が必要な人の把握
- ・ 生活困窮者の自立のための相談や支援の実施
- ・ 生活困窮者を支える地域ネットワークの構築





(厚生労働省「新たな生活困窮者支援制度の創設」を基に作成)

### 用語

#### ※アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、その申し出をしない人々に対して、支援を行う側が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

#### (4) 権利擁護の推進

誰もが住みなれた地域で安心して生活するためには、権利擁護に関する取り組みは不可欠です。特に、成年後見制度は判断能力が不十分な人を保護するための重要な仕組みであり、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は益々高まるなど、その役割が増大することが見込まれます。

しかし、成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職後見人だけがその役割を担うことには限界があります。市民後見人を活用した支援体制の構築についても、今後、検討する必要がありますが、後見人の選任は家庭裁判所の権限において行われるため、市民後見人を養成しても必ずしも選任されないことや市民後見人が一人で認知症高齢者などを支え続けることなど課題はあります。

また、一方で、本市では、枚方市社会福祉協議会が法人として後見人となる法人後見に取り組まれており、こうした法人後見の取り組みと連携し、後見人による支援が必要な人が円滑に受けられるよう、相談機能の強化を図り、制度について広く周知を行います。

##### 具体的な取り組み

- ・ 成年後見制度の周知
- ・ 市長申立をはじめとする成年後見制度の利用支援

##### 用語

※成年後見制度  
⇒32 ページ参照

## 2. 地域福祉活動の担い手づくり

地域福祉に関する課題が多様化する中で、行政や事業者が提供する福祉サービスはもちろんのこと、地域住民や地域団体等がそれぞれの立場で役割を分担し、地域社会を支えていくことは重要であり、特に、地域福祉の真の主体である住民の活動は大きな役割を果たします。

行政の役割は地域活動を支援するための場づくりや情報提供などとなりますが、実際に活動される住民や地域団体等に対する現場での支援も重要です。そのため、地域活動を現場で支える枚方市社会福祉協議会の活動は地域福祉を推進する上で大きな役割を果たしており、枚方市社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画との連携は不可欠です。

地域活動の担い手不足は、地域福祉を推進していく上では大きな課題となっています。住民に地域活動への関心や参加を促すため、市内6大学をはじめ市内企業などと連携することも重要となりますが、あわせて、現在、地域で実施されている「いきいきサロン」や「子育てサロン」などの地域で定例化された福祉活動へ参画する機会を増やす取り組みも必要です。

また、地域にある様々な施設を活用し、定期的に地域活動に取り組める活動拠点をづくりだすことも、地域福祉の担い手づくりにつながっていくため、地域での活動拠点の確保に向け必要な取り組みを行います。

## (1) 地域での担い手づくりの支援

地域福祉を進めていく上で、地域福祉の担い手づくりは欠かすことのできないものです。しかし、地域活動が特定の人に偏りながらも活動を継続している地域もある一方、NPO やボランティア団体と連携し、多彩な地域活動を実践されている地域もあります。

地域福祉活動は、地域団体の役員だけが参画するのではなく、住民が気軽に参画できる機会を提供することや地域福祉活動について知ってもらうことが重要となります。そのためには、地域福祉活動についてわかりやすく情報発信するとともに、校区単位の活動だけではなく、自治会単位などで自治会の集会所を活用したサロン活動などを定期的実施することで、身近な場所で参画できる機会を増やすこと、また自ら住む地域だけでなく、職場や学校など、校区の内外を問わない活動にも参画をできる体制を整える必要があります。

また、担い手づくりには、活動の拠点となる場所の整備も重要となりますが、市の所有する施設の有効活用や地域の自治会館の建設等の補助を行うとともに、住民の地域福祉活動を現場で支える枚方市社会福祉協議会と連携し、住民の地域福祉活動をコーディネートできる体制の構築を目指します。

### 具体的な取り組み

- ・ 枚方市社会福祉協議会との連携の促進
- ・ 自治会館の建設等助成や市内施設の活用支援

### 用語

※NPO

⇒2ページ参照

※サロン活動

⇒41ページ参照

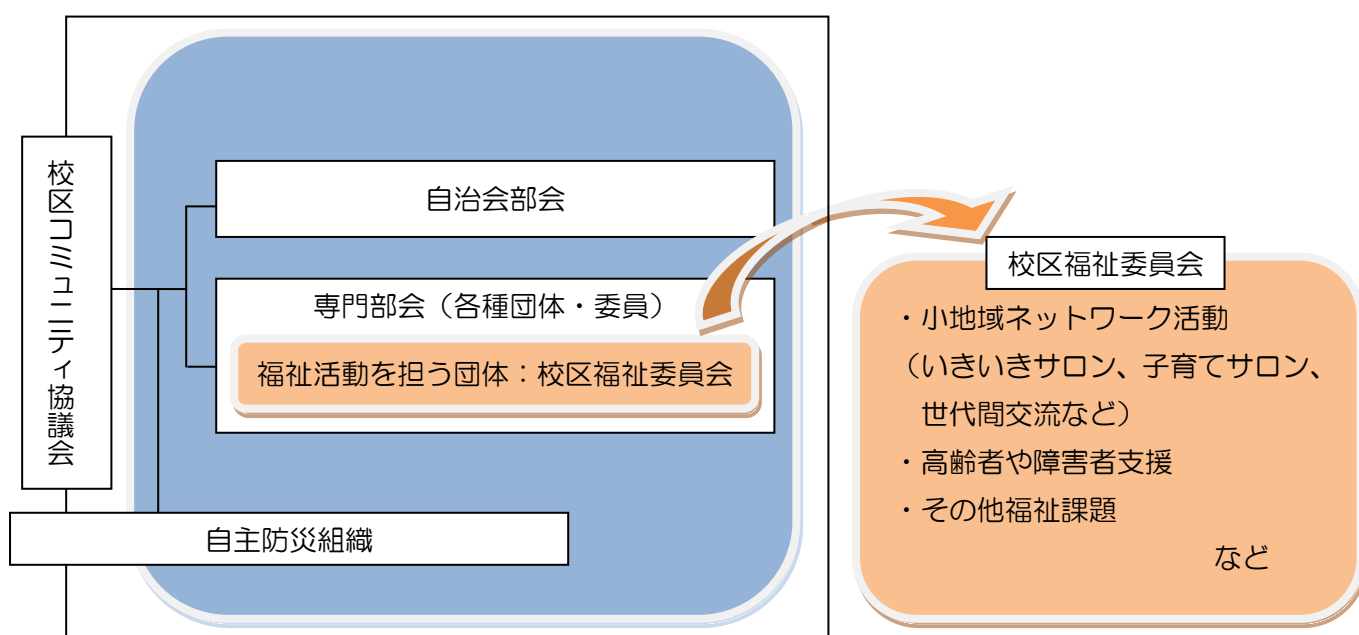
### 3. 地域福祉のネットワークづくり

近年、全国的に局地的集中豪雨や土砂災害などが発生し、逃げ遅れによる2次被害にも多くの方が遭われており、日ごろからの防災活動を地域の課題として捉え、近隣世帯で支え合うことの大切さが再認識されています。

東日本大震災や広島県で発生した土砂災害などでも、地域の自主防災組織が機能して被害を最小限にとどめた地域もあり、災害発生時の共助の精神に基づく活動として、地域の自主防災組織が担う役割が重要であることが示されています。

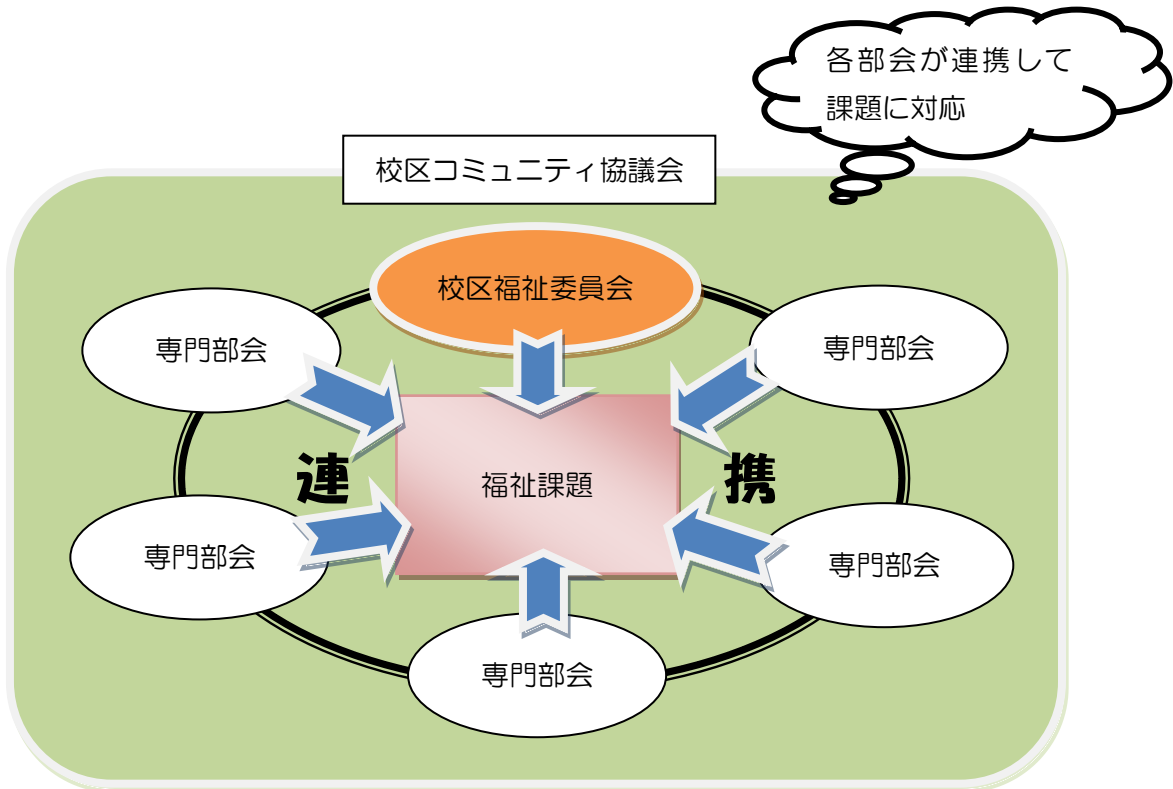
本市では、校区コミュニティ協議会が窓口になり災害時の避難支援体制を構築することを目指しています。一部の地域では、校区全体の取り組みとして、自治会単位で支援が必要な人を全て把握し、避難支援者を設定するなど、積極的な取り組みを行っている地域もありますが、市全体としては支援体制の構築には至っておらず取り組みの強化が必要となります。

地域福祉を推進する上では、多様な生活課題を抱える家族を身近で支える自治会や特に災害時には自主防災組織など地域組織との連携は非常に重要です。地域組織は様々な目的を持って結成されており、これまで、地域福祉の推進は、各校区で結成されている校区福祉委員会が中心となってきました。この間、校区ごとに進む地域組織の再編の中、より地域福祉が推進できる体制となるよう、地域の実情に応じた活動の支援に取り組みます。



（校区コミュニティ協議会組織図モデル）

地域の福祉課題には、地域コミュニティの中でも、校区福祉委員会、特に民生委員のみが取り組んでいる校区もありますが、校区福祉委員会だけでなく各専門部会が連携して一緒に課題解決に向けて取り組む必要があります。



#### 用語

※校区コミュニティ協議会  
⇒29 ページ参照

※校区福祉委員会

枚方市社会福祉協議会の内部組織で、校区内住民の福祉の向上を目指し「福祉のまちづくり」を進めることを目標に、小学校区ごとに組織されています。高齢者や障害者など支援を必要とする人を対象にした見守りや援助活動を行う「小地域ネットワーク活動」を中心に取り組みを行っています。

## (1) コミュニティの活動支援

校区コミュニティ協議会は、市内の小校区を基本に、自治会など各種団体が互いの情報交換や連絡調整などを行う協議型組織として、市と協力・協働しながら地域のまちづくりに取り組んでいます。

現在、市内45の小校区において、それぞれの地域の特徴、特色を生かした活動に取り組まれています。地域住民には、その活動が十分に理解されていない現状もあります。地域の掲示板を利用した活動の紹介、地域コミュニティの広報誌を充実するなどの取り組みを実施されている校区もあり、こうした継続した取り組みは、地域住民の地域活動への関心度をあげるためには大切な取り組みです。

市としても、小地域ネットワーク活動などを通じ、地域福祉活動の支援に取り組むとともに、校区内で福祉活動を実践する団体がより活動しやすくなり、また、その活動がより住民に理解されるよう必要な支援を行います。

### 具体的な取り組み

- ・ 地域の情報発信の支援
- ・ 小地域ネットワーク活動をはじめとする活動の支援

### 用語

※小地域ネットワーク活動  
⇒26 ページ参照

## (2) 避難行動要支援者支援体制の構築支援

市では災害時に支援を必要とする高齢者や障害者が逃げ遅れによる2次被害をなくすため、平成18年度から、「災害時要援護者避難支援事業」に取り組んでいます。しかし、個人情報等の煩雑な管理や地域の特定の人だけが避難支援者になってしまうこと、また、個人による避難支援には限界があることなどから、地域での取り組みが進まない状況となっていました。このため、校区コミュニティ協議会をはじめとする地域団体と議論を重ね、平成25年4月より、地域ごとに活動の中心となる団体やグループを設定し、地域の事情に配慮して地域内のグループによる避難支援を可能とするなど、運用の変更を行いました。

このことにより、校区内の自治会単位で避難支援が必要な人を把握し、全ての人に支援者を設定されるなど積極的な取り組みを行う校区もありますが、市内のすべての校区で実施されている取り組みには至っていません。

災害時の支援体制の構築は、高齢者や障害者だけでなく、すべての住民に共通する必要な取り組みであることから、平時からの防災意識や地域防災力の向上とあわせ、本計画では重点的に取り組む事項として、更なる取り組みの強化を行います。

### 具体的な取り組み

- ・ 地域の取り組み事例の情報発信
- ・ 避難行動要支援者支援体制の構築

### 用語

#### ※避難行動要支援者

高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害発生時の避難支援等に特に支援を要する人をいいます。平成25年6月の災害対策基本法の改正及び国のガイドラインに伴い、従来のガイドラインに基づく「災害時要援護者」という表現に代わって使用されています。本計画においては、法改正を行う前から実施している「災害時要援護者避難支援事業」の事業名称に限り、「災害時要援護者」の表現を用いています。

#### ※災害時要援護者避難支援事業

⇒29ページ参照



### (3) 住民参加による高齢者支援体制の基盤整備

介護保険制度の改正により、これまで要支援認定者を対象とした全国一律の通所介護と訪問介護が市の事業に移行し、併せて配食や見守り等の生活支援サービスの提供と介護予防事業を一体的に実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」が規定されました。

高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくためには、専門職によるサービスの提供だけでなく、住民主体の多様なサービスも事業として位置づけることで、助け合い活動などを行う高齢者自身の生きがいつくりや介護予防にもつながります。このことから、地域の支え合いによる支援を行う仕組みづくりに取り組めます。

#### 具体的な取り組み

- ・ 住民参加による介護予防・生活支援サービスの基盤の整備

#### 4. 支え合い尊重し合える意識づくり

私たちが住んでいるそれぞれの地域には、年齢や性別、障害の有無、国籍の違いなど様々な違いのある多様な人々がともに暮らしています。いまだなくならない差別や近年増加している虐待などさまざまな人権問題は、相手のことをよく知らない、理解できていないということが要因でもあります。地域福祉の推進には、その差異や多様性を認め、理解し、一つの個性として尊重し合える心を育てることが大切です。

だれもが孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、住民自らが人権に関する理解を深め、そして、地域活動へ積極的に参加していくことが重要となりますが、地域の福祉活動の内容が住民に十分周知されていない、または、回覧板や機関紙、地域の掲示板等で周知は行われているものの、地域活動への参加意欲を高めるまでには至っていないのが現状です。

これまでから、市では人権に関する啓発や人権教育について継続して取り組んでいます。講座等の開催だけにとどまらず、講座等を通じて得たことを地域で実践することができるよう、住民や事業者と連携し、お互いが支え合えるための意識の向上を目指します。

## (1) 福祉意識の向上

地域全体で障害者や認知症高齢者などの支援が必要な人を支えることができるようにするためには、住民が障害や認知症などについて、偏見を持たず、正しく理解することが必要です。このため、市のホームページによる情報発信や講座の開催など、人権に関する啓発に取り組みます。

また、住民を福祉活動の参加に結びつけるためには、地域の社会福祉法人等がもつ施設の機能や福祉活動のノウハウを活用することで、より活動への関心を高める取り組みも可能となることから、地域が社会福祉法人をはじめとする事業者と連携して取り組みが行えるよう支援を行います。

### 具体的な取り組み

- ・ 人権に関する啓発・情報の発信
- ・ 事業者と連携した地域の福祉活動の支援

## (2) 子どもの福祉教育の推進

福祉教育は、福祉の活動体験等を子どもも大人も一緒に行うことで、お互いが共感できる「心」を育むことができ、特に子どもの頃から、福祉を学び、体験することは、福祉をより身近に感じることができます。また、子どもたちが地域で体験したことを家庭などで話すことで、多忙で地域のことをあまり知らない親世代も福祉や地域での出来事などについて知るきっかけにもなります。そのため、子どもたちが学校教育だけではなく地域での福祉教育を通じて、障害者や認知症高齢者への正しい理解や地域での支え合いの輪が広がるよう、必要な取り組みを行います。

### 具体的な取り組み

- ・ 介護施設等での体験実習の支援
- ・ 障害者や認知症高齢者との交流の場の設定支援

## 第7章 計画の進行管理

地域福祉の推進には、多くの人の理解と協力は欠かせません。そのため、まずは、計画について多くの人に知ってもらい、関心を持ってもらえるよう広く情報を提供し、住民や事業者などから意見を求めながら、計画で位置づけた取り組みについて進行管理を行います。

また、計画を推進していく上で、社会情勢や住民の意見などから新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行い、次期計画の策定に活かせる取り組みを進めていきます。

### 1. 計画の周知

多くの人が地域福祉への理解を深め、計画について知っていただけるよう、枚方市社会福祉協議会と連携し、地域福祉に係るシンポジウムやセミナーを開催します。また、シンポジウム等を「学びの場」としてだけでなく、住民と多様な組織・団体が地域で連携できるための「つながりの場」としても開催するとともに、その場を通じて様々な意見を把握し、計画の進行管理や次期計画の策定に活かしていきます。

### 2. 地域福祉課題の把握

住民や地域が抱えている地域福祉課題を把握することは、地域福祉の推進を図る上では必要なことです。そのため、コミュニティソーシャルワーカーの活動や枚方市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の進行管理を行う中で把握された地域福祉課題を共有し、計画の進行管理に役立てていきます。

### 3. 計画の取り組みの評価

計画の評価は一つ一つの取り組みを評価するだけでなく、計画で集約した課題や取り組みの基本方向を踏まえ、社会福祉審議会地域福祉専門分科会において行います。また、評価の審議にあたっては、市の取り組み状況だけでなく、シンポジウム等での意見やコミュニティソーシャルワーカー、枚方市社会福祉協議会が把握された地域福祉課題の検証など、地域の実情を取り入れながら総合的に評価を行います。

#### 用語

※コミュニティソーシャルワーカー  
⇒26 ページ参照

## 資料編

### 1. パブリックコメント

パブリックコメントを実施し、計画案に対する市民の意見を募集しました。

#### (1) 実施期間、意見件数等

実施期間：平成26年12月17日～平成27年1月13日

実施方法：インターネット、ファクス、各支所・生涯学習市民センター等における意見箱の設置

#### 意見件数及び内容

区 分		人 数	意見件数
インターネット	個人	1人	1件
アンケート用紙（FAX）	個人	4人	10件
アンケート用紙（意見箱）	個人	1人	1件
合 計		6人	12件

項目	意見概要
災害時の支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・包括支援センターや各事業所が連携し、小地域ネットワーク活動、要配慮者の避難行動の協力体制の構築強化が必要。</li><li>・要配慮者を対象とする第2の避難所の設定や具体的な個別の支援方法を地域に考えてもらうとともに、福祉事業所（サービス事業所）なども手伝うべき。</li></ul>

地域活動の担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生き生きマイレージサポーターの活動を子育て支援や障害者支援等にも拡大し、団塊の世代の人々の経験と知恵を活かせる活動を見出すべき。</li> <li>・幼稚園児、小学校、中学校の授業や行事の中に「地域」とのかかわりを取り入れること。</li> <li>・ボランティア活動で何か特典が得られるようにして欲しい(子どもなら図書カードや近所の店で使える券など、中年ならお米券、地域の産物との交換など)。</li> <li>・ハローワークなど求人の募集については、高齢者ができる短時間の単純労働やボランティア的な業務などを含め広く地域にも発信して欲しい。</li> <li>・ボランティアの具体的な役割として、子どもから高齢者まで交流できる行事が必要。高齢者も自分の家族だけに目を向けるのではなく、生きる意欲を若い世代からもらって欲しい。</li> <li>・「ひきこもり」対策の拡充として、知的・精神障害者などのネットワークづくりや「その場に行けない」「情報を知らない」人に対するの支援づくりが必要。</li> </ul>
地域活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みや冬休みの宿題(小中学生)に障害者が役立つ生活用具を作ったり、高齢者から昔ながらの遊びなどを教えてもらい、絵を描いたり作文するなど障害者や高齢者と接する機会をつくる。また、外出しにくい高齢者のため、地域老人会の会合の場を変えて欲しい。</li> </ul>
福祉施策の推進と地域活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステム推進には包括支援センターと枚方市社会福祉協議会との日常的な連携が重要。施設整備を含め、地域福祉の担い手を増やしていくことなど、環境整備のためには以下の取り組みが必要。(1)生活圏域に市民が集まることの出来る公的な施設の建設。(2)コミュニティソーシャルワーカーが包括支援センターとより連携出来るよう各圏域につき1名の配置。(3)市町村後見を推進するために市で予算化し環境整備を進めること。</li> </ul>
意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が制度を整理していただくことはありがたいが、地域の精神障害者に対する偏見は根強い。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉業界は他の業界と比べ賃金の低さが著しい。人材を確保するためにも、賃金を上げ、量と質の向上を図る必要がある。</li> </ul>

## 2. 枚方市社会福祉審議会からの答申

平成27年1月29日

枚方市長 竹内 脩 様

枚方市社会福祉審議会  
委員長 上野谷 加代子  
地域福祉専門分科会  
会 長 所 めぐみ

### 「枚方市地域福祉計画（第3期）」について（答申）

「枚方市地域福祉計画（第3期）」について、これまでの本審議会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を付して答申します。

#### 記

1 . 枚方市地域福祉計画（第3期） 別紙のとおり

2 . 枚方市地域福祉計画（第3期）に関する付帯意見

(1) 計画の進行管理における「計画の周知」にあたっては、住民や事業者へ計画そのものの周知を行うことはもちろんのこと、その周知を通じて、「地域福祉」の理念やその必要性についてもしっかりと共有化できるよう、周知方法や内容について創意工夫を重ね、地域福祉を推進する風土づくりに努められたい。

(2) 「地域福祉課題の把握」においては、一面的な情報の提供や単に意見を聴取するだけに留まらず、住民、事業者、行政が有機的に意思疎通を行いながら、課題の本質を可能な限り把握されたい。また、社会情勢の変化や地域の実情に基づく新たな課題が生じた場合には、5年間の計画期間内であっても柔軟に計画の見直しを行うなど、計画の推進に向け、より精力的に対応されたい。

以上

### 3. 枚方市社会福祉審議会条例

平成25年12月9日  
枚方市条例第41号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(調査審議事項の特例)

第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員17人以内で組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、3年以内)とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第6条 臨時委員の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあっては3年とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあっては当該特定の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長(委員長が定められていない場合にあっては、市長)が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報が



含まれる事項に関する調査審議を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(障害者施策に関する専門分科会)

第9条 審議会に、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項に規定する合議制の機関として、同項各号に掲げる事務を処理する専門分科会を置く。

(専門分科会の組織及び運営)

第10条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に専門分科会長を置き、それぞれの専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 第7条及び第8条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

6 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第11条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に定めるもののほか、必要に応じ、専門分科会に審査部会を置くことができる。

2 審議会は、審査部会（社会福祉法施行令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この条において同じ。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 4. 枚方市社会福祉審議会条例施行規則

平成 26 年 3 月 31 日  
枚方市規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、枚方市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 審議会は、法第11条第2項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会及び社会福祉法人設立認可等専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会が調査審議する事項は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
- (2) 障害福祉専門分科会 次に掲げる事務
  - イ 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議その他障害者の福祉に関する事項の調査審議
  - ロ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項各号に掲げる事務
  - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第9項に規定する事務
- (3) 児童福祉専門分科会 次に掲げる事務
  - イ 児童の福祉に関する事項の調査審議
  - ロ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務
  - ハ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項の調査審議
- (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議
- (6) 社会福祉法人設立認可等専門分科会 次に掲げる事務
  - イ 社会福祉法人の設立認可に関する審査並びに業務の停止命令、役員の解職勧告及び解散命令に関する調査審議
  - ロ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令及び設置の認可の取消しに関する事項の調査審議

(審査部会)

第 3 条 審議会は、政令第3条第1項及び条例第11条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に第一審査部会及び第二審査部会を、児童福祉専門分科会に母子福

社審査部会を置くことができる。

2 審査部会が審査する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第一審査部会 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項の審査

(2) 第二審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項の審査

(3) 母子福祉審査部会 母子及び寡婦福祉法第13条に規定する母子福祉資金及び同法第32条に規定する寡婦福祉資金の貸付けに関する事項の審査

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 審査部会に審査部会長を置き、それぞれの審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、審査部会の会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 5. 枚方市社会福祉審議会（本審）及び枚方市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

### （1）会議開催日及び審議内容

開催日	審議会名	案件
平成 26 年 4 月 18 日	第 1 回枚方市 社会福祉審議会	委員長の選出について 専門分科会等の委員及び臨時委員の選出について 専門分科会等の決議権限等の取扱いについて その他
5 月 2 日	第 1 回枚方市 地域福祉専門分科会	会長・職務代理者の選出 地域福祉計画の概要 地域福祉計画策定スケジュール
6 月 27 日	第 2 回枚方市 地域福祉専門分科会	第 2 期計画の検証
7 月 25 日	第 3 回枚方市 地域福祉専門分科会	第 3 期計画の方向性・骨子案の審議
9 月 1 日	第 4 回枚方市 地域福祉専門分科会	計画の骨子案の審議
10 月 3 日	第 5 回枚方市 地域福祉専門分科会	計画の骨子案の審議
10 月 31 日	第 2 回枚方市 社会福祉審議会	各分科会における審議状況について 福祉計画策定に係る審議の中間報告について 枚方市障害福祉計画（第 4 期） ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 6 期） 枚方市地域福祉計画（第 3 期）
11 月 14 日	第 6 回枚方市 地域福祉専門分科会	計画の素案の審議
12 月 5 日	第 7 回枚方市 地域福祉専門分科会	計画の素案の審議
平成 27 年 1 月 29 日	第 8 回枚方市 地域福祉専門分科会	計画案の確認
3 月 26 日	第 3 回枚方市 社会福祉審議会	計画案の報告について

(2) 枚方市社会福祉審議会（本審）及び地域福祉専門分科会委員名簿

氏名	職	社会福祉 審議会	地域福祉専門 分科会
明石 隆行	種智院大学教授	委員	
石川 肇	四條畷学園短期大学教授	委員	
上谷 好一	枚方地区人権擁護委員会委員	委員	
上野谷 加代子	同志社大学教授	委員長	
大西 雅裕	神戸女子大学教授	委員	
岡崎 成子	枚方市福祉団体連絡会会長	委員	職務代理者
河野 和永	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会幹事	委員	
高野 勝	枚方市社会福祉協議会会長	委員	
多田 正知	枚方市医師会理事	委員	
谷口 律子	枚方市介護支援専門員連絡協議会副会長	委員	
所 めぐみ	佛教大学准教授	委員	会長
富岡 量秀	大谷大学准教授	委員	
長尾 祥司	枚方市自立支援協議会副会長	委員	
永嶋 里枝	弁護士	委員	
橋本 有理子	関西福祉科学大学准教授	委員	
三戸 隆	枚方市医師会理事	委員	
宮原 保子	枚方市民生委員児童委員協議会会長	副委員長	
小西 輝夫	枚方市老人クラブ連合会副会長		委員
島野 文男	枚方市コミュニティ連絡協議会副会長		委員
田中 昭導	枚方人権まちづくり協会理事		委員
田中 眞澄	枚方市私立保育園連盟監事		委員
富田 朝己	枚方市民生委員児童委員協議会副会長		委員
永田 祐	同志社大学准教授		委員

枚方市地域福祉計画（第3期）

発行 枚方市

編集 枚方市福祉部福祉総務課

枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1369

FAX 072-841-5711

E-Mail [fukushisomu@city.hirakata.osaka.jp](mailto:fukushisomu@city.hirakata.osaka.jp)